

2019 年度

兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」  
(実践運動) 計画書



「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 兵庫教区委員会



兵庫教区教務所  
ホームページ



兵庫教区教務所  
facebook

# 浄土真宗の教章(私の歩む道)

宗名 浄土真宗

宗祖 親鸞聖人

(開山) 誕生 一一七三年五月二十一日

(承安二年四月一日)

往生 一二六三年一月十六日

(弘長二年十一月二十八日)

宗派 浄土真宗本願寺派

本山 龍谷山本願寺(西本願寺)

本尊 阿弥陀如来(南無阿弥陀仏)

聖典 釈迦如来が説かれた「浄土三部経」

『仏説無量寿経』 『仏説観無量寿経』

『仏説阿弥陀経』

・宗祖 親鸞聖人が著述された主な聖教

『正信念仏偈』(『教行信証』行巻末の偈文)

『浄土和讃』 『高僧和讃』 『正像末和讃』

・中興の祖 蓮如上人のお手紙

『御文章』

教義

阿弥陀如来の本願力によって信心をめぐまれ、念仏を申す人生を歩み、この世の縁が尽きるとき浄土に生まれて仏となり、迷いの世に還って人々を教化する。

生活

親鸞聖人の教えにみちびかれて、阿弥陀如来のみ心を聞き、念仏を称えつつ、つねにわが身をふりかえり、慚愧と歡喜のうちに、現世祈禱などにたよることなく、御恩報謝の生活を送る。

宗門

この宗門は、親鸞聖人の教えを仰ぎ、念仏を申す人々の集う同朋教団であり、人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝える教団である。それによって、自他ともに心豊かに生きることでできる社会の実現に貢献する。

## 2019 年度

### 兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 計画書

1、浄土真宗の教章(私の歩む道)・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2、ご親教「念仏者の生き方」・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3、「私たちのちかい」についての親教・・・・・・・・・・	7
4、親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年について	8
5、宗派「御同朋の社会をめざす運動」総合基本計画	9
6、「子どもたちの笑顔のために募金」推進要項	13
7、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」総合基本	15
8、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」重点プロ	19
9、各組「御同朋の社会をめざす運動」重点プロ	21
10、2018 年度の事業報告	
・「御同朋の社会をめざす運動」事業報告	29
・「御同朋の社会をめざす運動」推進各組研修会	38
・連研のための研修会開催報告並びに連研開催	39
・子ども若者ご縁づくり推進委員会活動報告	41
・各組キッズサンガ開催状況	42
・教化組織等登録現況	43
11、2019 年度の事業計画	
・「御同朋の社会をめざす運動」事業計画	44
・子ども若者ご縁づくり推進委員会活動計画	49
12、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」推進	50
13、各種研修会開催要項・助成金申請書	
・助成金対象研修等一覧表	51
・重点プロジェクト推進関係	52

・「御同朋の社会をめざす運動」研修会（僧侶・寺族部門）開催関係	55
・「御同朋の社会をめざす運動」研修会（一般部門）開催関係	64
・「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会開催報告書	69
・連研開催関係（教区・宗派）	71
・子ども若者ご縁づくり（キッズサンガ）開催関係	75
・門徒総代会関係（総代会研修会）	77
・布教団関係（組布教大会・組青年布教使布教大会）	78

#### 14、関係法規

・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）の実践に関する宗則	82
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）の実践に関する宗則施行条例	87
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）兵庫教区委員会設置規則	90
・兵庫教区子ども若者ご縁づくり推進委員会設規約	92

#### 15、名 簿

・組 長	94
・教区会議員	95
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）兵庫教区委員会委員	96
・各種専門委員会	
研修講師団運営委員会委員	97
同朋啓発研修委員会委員	97
連研委員会委員	97
自死者追悼法要実行委員会委員	97
子ども若者ご縁づくり推進委員会委員	98
・教区マネージャー・組サポーター	99
・組防災担当者	100

## ご親教 「念仏者の生き方」

仏教は今から約2500年前、釈尊しゃくそんがさとりを開いて仏陀ぶつだとなられたことに始まりま  
す。わが国では、仏教はもともと仏法ぶつぽうと呼ばれていました。ここでいう法とは、この世界と  
私たち人間のありのままの真実ということであり、これは時間と場所を超えた普遍的な真実  
です。そして、この真実を見抜き、目覚めた人を仏陀といい、私たちに苦悩を超えて生きて  
いく道を教えてくれるのが仏教です。

仏教では、この世界と私たちのありのままの姿を「諸行無常しよぎょうむじょう」と「縁起えんぎ」という言葉で  
表します。「諸行無常」とは、この世界のすべての物事は一瞬もとどまることなく移り変わ  
っているということであり、「縁起」とは、その一瞬ごとにすべての物事は、原因や条件が  
互いに関わりあって存在しているという真実です。したがって、そのような世界のあり方の中  
には、固定した変化しない私というものとは存在しません。

しかし、私たちはこのありのままの真実に気づかず、自分というものを固定した実体と考  
え、欲望の赴くままに自分にとって損か得か、好きか嫌いかなど、常に自己中心の心で物事  
を捉えています。その結果、自分の思い通りにならないことで悩み苦しんだり、争いを起こ  
したりして、苦悩の人生から一歩たりとも自由になれないのです。このように真実に背いた  
自己中心性を仏教では無明煩惱むみょうぼんのうといい、この煩惱が私たちが迷いの世界に繋ぎ止める原因と  
なるのです。なかでも代表的な煩惱は、むさぼり・いかり・おろかさの三つで、これを三毒さんどく  
の煩惱といいます。

親鸞聖人しんらんしょうにんも煩惱を克服し、さとりを得るために比叡山ひえいざんで20年にわたりご修行に励ま  
れました。しかし、どれほど修行に励もうとも、自らの力では断ち切れない煩惱の深さを自覚  
され、ついに比叡山お ほうれんを下り、法然聖人のお導きによって阿弥陀如来あ み だ に よ ら いの救いのはたらきに出遇  
われました。阿弥陀如来とは、悩み苦しむすべてのものをそのまま救い、さとりの世界へ導  
こうと願われ、その願い通りにはたらき続けてくださっている仏さまです。この願いを、  
本願ほんがんといいます。我執がしゅう、我欲がよくの世界に迷い込み、そこから抜け出せない私を、そのままの姿  
で救うとはたらき続けていてくださる阿弥陀如来のご本願ほど、有り難いお慈悲おひらみはありませ  
ん。しかし、今ここでの救いの中にありながらも、そのお慈悲ひとすじにお任せできない、  
よろこべない私の愚かさ、煩惱の深さに悲嘆ひたんせざるをえません。

私たちは阿弥陀如来のご本願を聞かせていただくことで、自分本位にしか生きられない無  
明の存在であることに気づかされ、できる限り身を慎み、言葉を慎んで、少しずつでも煩  
悩を克服する生き方へとつくり変えられていくのです。それは例えば、自分自身のあり方と  
しては、欲を少なくして足ることを知る「少欲知足しょうよくちそく」であり、他者に対しては、穏やかな

顔と優しい言葉で接する「和顔愛語<sup>わげんあいご</sup>」という生き方です。たとえ、それらが仏さまの真似事<sup>まねごと</sup>といわれようとも、ありのままの真実に教え導かれて、そのように志して生きる人間に育てられるのです。このことを親鸞聖人は門弟に宛てたお手紙で、「(あなた方は)今、すべての人びとを救おうという阿弥陀如来のご本願のお心をお聞きし、愚かなる無明の酔いも次第にさめ、むさぼり・いかり・おろかさという三つの毒も少しずつ好まぬようになり、阿弥陀仏の薬をつねに好む身となっておられるのです」とお示しになられています。たいへん重いご教示です。

今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩惱にあります。もちろん、私たちはこの命を終える瞬間まで、我欲<sup>とら</sup>に執<sup>ぼん</sup>われた煩惱具足の愚かな存在であり、仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはいできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦し<sup>せい</sup>みとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯<sup>せい</sup>努力<sup>い</sup>させていただく人間になるのです。

国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧<sup>ちえ</sup>と慈悲<sup>じひ</sup>を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩を進めてまいりましょう。

2016（平成28）年10月1日

浄土真宗本願寺派門主 大谷光淳

## 「私たちのちかい」についての親教

私は伝灯奉告法要の初日に「念仏者の生き方」と題して、大智大悲からなる阿弥陀如来のお心をいただいた私たちが、この現実社会でどのように生きていくのかということについて、詳しく述べさせていただきました。このたび「念仏者の生き方」を皆様により親しみ、理解していただきたいという思いから、その肝要を「私たちのちかい」として次の四カ条にまとめました。

### 私たちのちかい

一、自分の殻じぶん から とに閉じこもることなく  
穏やかな顔おだ かお やさと優しい言葉ことば たいせつを大切にします  
微笑み語りかけるほほえみ かた 仏さまほとけのように

一、むさぼり、いかり、おろかさながに流されず  
しなやかな心こころ ふる まいと振る舞いこころを心がけます  
心安らかなこころやす 仏さまほとけのように

一、自分じぶんだけを大事だいじにすることなく  
人と喜びひと よろこや悲しみかなを分かち合わ あいます  
慈悲じ ひに満ちみちたみ 仏さまほとけのように

一、生かいされていることきに気づき  
日々ひ びに精一杯せい いっぱいつとめます  
人びとひとの救すくいに尽つくす 仏さまほとけのように

この「私たちのちかい」は、特に若い人の宗教離れが盛んに言われております今日、中学生や高校生、大学生をはじめとして、これまで仏教や浄土真宗のみ教えにあまり親しみのなかった方々にも、さまざまな機会きかいで唱和ねわしていただきたいと思っております。そして、先人の方々が大切に受け継いでこられた浄土真宗のみ教えを、これからも広く伝えていくことが後に続く私たちの使命であることを心に刻み、お念仏申す道を歩んでまいりましょう。

2018（平成30）年11月23日

浄土真宗本願寺派門主 大谷光淳

親鸞聖人御誕生 850年 についての消息  
立教開宗 800年

来る2023年には、宗祖親鸞聖人のご誕生850年、また、その翌年には立教開宗800年にあたる記念すべき年をお迎えするにあたり、2023年に慶讃法要をお勤めいたします。

親鸞聖人は承安3年・1173年にご誕生となり、御年9歳で出家得度され、比叡山で修行を重ねられましたが、29歳の折、山を下りて法然聖人の御弟子となられ、阿弥陀如来の本願念仏の世界に入られました。その後、専修念仏停止によって越後にご流罪になられ、赦免の後は関東に赴かれて他力念仏のみ教えを人々に伝えられるとともに、『教行信証』の執筆にとりかかられました。他力念仏のみ教えがまとめられた本書は、浄土真宗の根本聖典という意味でご本典と呼ばれています。そして、そのご本典の記述によって、その成立を親鸞聖人52歳の時、すなわち元仁元年・1224年とみて、この年を立教開宗の年と定めています。

仏教は今から約2500年前、釈尊が縁起や諸行無常・諸法無我というこの世界のありのままの真実をさとられたことに始まります。翻って私たちは、この執われのないおさとの真実に気づくことができず、常に自分中心の心で物事を見て、悩み、悲しみ、あるいは他人と争ったりしています。釈尊は、このような私たちをそのままに救い、おさとの真実へ導こうと願われたのが阿弥陀如来であることを教えてくださいました。そして、親鸞聖人は、この阿弥陀如来の願いが、南無阿弥陀仏のお念仏となってはたらき続けてくださっていることを明らかにされたのです。

ありのままの真実に基づく阿弥陀如来のお慈悲でありますから、いのちあるものすべてに平等にそそがれ、自己中心的な考え方しかできない煩惱具足の私たちも決して見捨てられることはありません。その広大なお慈悲を思うとき、親鸞聖人が「恥づべし傷むべし」とおっしゃったように、阿弥陀如来のお心とあまりにもかけ離れた私たちの生活を深く慚愧せざるをえません。しかし、この慚愧の思いは、阿弥陀如来の悲しみを少しでも軽くすることができればという方向に私たちを動かすでしょう。

それは、阿弥陀如来の願いを一人でも多くの人に伝え、他人の喜び悲しみを自らの喜び悲しみとするような如来のお心にかなう生き方であり、また、世の安穩、仏法弘通を願われた親鸞聖人のお心に沿う生活です。み教えに生かされ、いよいよお念仏を喜び、すべてのいのちあるものが、お互いに心を通い合わせて生きていけるような社会の実現に向け、宗門総合振興計画の取り組みを進めながら、来るべき親鸞聖人ご誕生850年ならびに立教開宗800年の慶讃法要をともにお迎えいたしましょう。

平成31年  
2019年 1月9日

龍谷門主 釋 専 如

# おんどうぼう しゃかい うんどう じっせんうんどう 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

## 総合基本計画・重点プロジェクト

### 1. 総合基本計画

宗門(浄土真宗本願寺派)では、1986(昭和61)年より「御同朋の社会をめざして」という目標を掲げ、「基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)」を進めてまいりました。全員聞法・全員伝道を提唱する門信徒会運動では、教化団体の活性化や門徒推進員の養成などを通して、組・教区活動を活発化させてきました。また、同朋運動は、私と教団のあり方を問い、部落差別をはじめとするあらゆる差別・被差別からの解放をめざすことを通して、人々の苦悩に向き合う活動を充実させてきました。

基幹運動の成果と課題を踏まえ、さらに教えを広く世界に伝えていくこと、また従来の枠組みを超えた多様な活動を、より広く実践していくことをめざし、宗門では、2012(平成24)年4月から、運動名称を「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)とあらため、宗門全体の活動として進めています。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちあるものが、阿弥陀さまのはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。生きとし生けるものすべてを等しくいつくしむ大慈悲が阿弥陀さまの救いのはたらきであります。そのはたらきを疑いなく聞いていくことが、真実信心であり、生と死の苦しみから解き放たれる道なのです。

宗祖親鸞聖人は、阿弥陀さまの救いを依りどころとして、混迷した世の中であって、ともにお念仏を喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行」と呼び、苦悩を抱える人々とともに生き抜かれました。私たちの先人はそのお心を受け、「御同朋・御同行」として、み教えをまもり広めていこうと努めてこられました。

阿弥陀さまの慈悲に包まれ、智慧に照らされている者どうしであることを自覚しつつ、親鸞聖人のお姿を鑑として、互いに支え合って生き抜いていくことこそが、私たち念仏者のあり方といえます。

宗門では、親鸞聖人750回大遠忌法要を迎えるにあたり、最高法規である『宗制』と『宗法』の中に、宗門のあり方を明確にしました。その『宗制』には、「本宗門は、その教えによって、本願名号を聞信し念仏する人々の同朋教団であり、あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献するものである」と記されています。

専如門主は、伝灯奉告法要初日のご親教『念仏者の生き方』において「仏さまのよう  
な執われのない完全に清らかな行いはできません。しかし、それでも仏法を依りどころと  
して生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦  
しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯努力させていた  
だく人間になるのです」と具体的な生き方についてご教示くださいました。

また、『伝灯奉告法要御満座の消息』において「私たち一人ひとりが真実信心をいただき、お慈悲の有り難さ尊さを人々に正しくわかりやすくお伝えすることが基本です」と念  
仏者としての基本的なあり方をお示しになり、『念仏者の生き方』でご教示されたこと  
が、親鸞聖人のお心にかなう歩みであると、その大切さをあらためてお諭しになっていま  
す。

現代の苦悩をとともに背負っていくには、変化の速い時代に生きる者として、変わること  
のない教義に基づき、過去の歴史に学びながら、人々の悲しみや現実の苦悩への眼差しを  
養うことが重要です。また、現代社会は、人と人との関わりが希薄になり、人々は様々  
な価値観の違いにより、互いに対立し時に傷付け合っています。私たち念仏者は、立場の  
違いを認めつつ、誰もが排除されることのない社会をめざしていかなければなりません。

現在、布教伝道の現場では、真実信心を伝えることをはじめとして、子ども・若者へ  
のご縁づくりや国際的な伝道、葬儀の簡略化などの困難な課題に直面しています。これら  
の課題克服に向けて、ご法義が伝えられていくよう一人ひとりの創意工夫が求められてい  
ます。

また一方、現代社会には災害支援、エネルギーや環境の問題、経済格差、自死、過疎・  
少子高齢化、さらにはテロや武力紛争をはじめ非戦平和への課題、差別を含む人権の抑圧  
などの問題があります。現代社会の諸問題を自らの課題・苦しみとし、念仏者として真摯  
に取り組んでいくことが大切であります。そのことが、『念仏者の生き方』のお心を体し  
て生きていくことにもなるのです。

こうした山積する課題に仏法を依りどころとして立ち向かっていく具体的な実践によっ  
てこそ、『宗制』に定められた「阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊か  
に生きることのできる社会」が実現されていくのです。

専如門主は『念仏者の生き方』で、「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と  
慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動するこ  
とにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思いま  
す。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょ

う」とお示しになっています。私たちは、み教えに生かされ、み教えをひろめ、宗門の英知<sup>えいち</sup>を結集しながら、御同朋の社会をめざす運動(実践運動)を力強く進めてまいりましょう。

## 2. スローガン

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の主旨<sup>しゅし</sup>を簡潔<sup>かんけつ</sup>に表したスローガンを掲げます。

**【 結ぶ<sup>むす</sup>絆<sup>きずな</sup>から、広がる<sup>ひろ</sup>ご縁<sup>えん</sup>へ 】**

## 3. 重点プロジェクト

### (1) 重点プロジェクトとは

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、『宗制』に掲げる「自他共に心豊かに生きることでできる社会の実現に貢献する」という基本理念を体して、宗門を構成するすべての人が参画し実践する運動です。その推進の中、重点プロジェクトは、実践運動総合基本計画に基づき、社会への具体的な貢献をめざし、実践目標を定め、年限を区切って取り組むものです。

2012(平成 24)年度に重点プロジェクトが提唱されて以来、教区・組・寺院・教化団体などの活動主体が、それぞれの特性に応じて独自に実践目標を定め、特色ある活動を推進してきました。

このたび、専如門主より具体的に念仏者の生き方がご教示されたことを受け、今期の重点プロジェクトは、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体した宗門全体の実践目標を定め、一体感を持って取り組むこととします。

宗門のあらゆる人々が課題を共有し、各現場が実践目標の達成をめざし、重点プロジェクトが充実したものとなるよう展開していきましょう。

なお、現場において早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、従来通り各教区・各組において独自に定めた実践目標を設定していただき、宗門全体の課題と併せて取り組んでいただくことも可能です。

### (2) 宗門重点プロジェクトの実践目標

**＜ 貧困<sup>ひんこん</sup>の克服<sup>こくふく</sup>に向けて～Dana for World Peace～ ＞**

**ー子ども<sup>こ</sup>たちを育<sup>はぐく</sup>むためにー**

専如門主は、『念仏者の生き方』の中で、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題の一つとして、「経済格差」を指摘されています。世界的な経済格差は富の偏在<sup>へんざい</sup>により深刻な貧困問題を引き起こし、実に多くの人々が貧困の状況におかれ悲しみ苦しんでおり、特に弱い立場である子どもや高齢者がその影響を強く受けています。さらに、この経済格差がもたらす貧困の問題は、紛争やテロをひき起こす大きな要素ともなっており、あ

らゆる人びとが共に心安らぐことのできる平和な世界を実現するためにも、積極的に克服すべき課題です。

宗門では戦後 70 年を機縁<sup>きえん</sup>として、3 年間にわたりあらためて平和への学びを深めて、議論をしてきました。それをふまえ、具体的な 4 つの平和貢献策<sup>こうちゆうかい</sup>を提案し、公聴会<sup>こうちゆうかい</sup>等で様々な意見をいただきました。そして、その提案の一つである「経済格差・貧困の克服へ」は、平和実現のため特に国内外での貧困に取り組むよう提案されたものであり、今後注力<sup>ちゅうりょく</sup>すべき課題であると総合的に判断しました。

さらに、国際連合でも S D G s<sup>エスディーズ</sup> (持続可能な開発目標) が採択され、「誰一人取り残さない」の理念のもと、貧困問題に取り組んでいます。国内外の様々な組織が連携しつつ、その課題克服へ取り組む中で、宗教者に向けられた期待は高まっています。

これらの現状をふまえ、宗門では、より多くの人や寺院が参画できる取り組みとして、< 貧困の克服に向けて～Dana for World Peace (世界平和のためのお布施)～> 一子どもたちを育む<sup>はぐく</sup>ために一を重点プロジェクトの実践目標として定め、世界を視野に入れ長期的展望に立ち、お釈迦さま以来、仏教が大切にしてきた「布施」の精神のもとに、できることから始めます。

なお、現在 3 期 10 年間にわたり取り組みを進めている宗門総合振興計画<sup>しゅうもんそうごうしんこうけいかく</sup>においても、同様の基本理念を掲げ、三つの基本方針 (I. 仏教の精神に基づく社会への貢献、II. 自他共に心豊かに生きる生活の実践、III. 宗門の基盤<sup>きばん</sup>づくり) に基づく重点項目、及び具体的な取り組みとしての推進事項を設定しています。これまでご縁のなかった人にも伝わる言葉、10 年、20 年後の日本社会で求められる人の育成、宗教的感動を共有できる法要<sup>ほうよう</sup>や葬送儀礼<sup>そうそうぎれい</sup>の確立、少子高齢化や過疎が進行している地域に所在する寺院への対応、首都圏における伝道推進といった宗門が抱える諸課題にとどまらず、社会情勢の課題にも対応する取り組みを推進しています。

### (3) 推進期間

2018(平成 30)年度から 2019(平成 31)年度までの 2 年間

実践運動中央委員・教区委員の任期や、教区会議長・教区会議員・組長など教区役職者の任期との整合性を図るため、今期を 2 年間とし、次期から 4 年間の推進期間とします

◇本願寺HPから「総合基本計画」・「宗門総合振興計画」・「実践事例」・「基幹運動総括書」等のダウンロードができますので、ぜひご参照ください。

以上

## 「子どもたちの笑顔のために募金」推進要項

第 313 回定期宗会における 2018（平成 30）年度 宗務の基本方針及び予算案の議決をふまえ、「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）重点プロジェクトにおける宗門全体の実践目標を＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞—子どもたちを育むために—と決めました。これを推進するにあたり、世界を視野に入れ長期的展望に立ち、「子どもたちの笑顔のために募金」を行い、国内の寺院のみならず海外開教区など、より多くの方が参画できる取り組みとして強く呼びかけます。幅広い年齢層の人々が共同して取り組める募金として、お釈迦様以来、仏教が大切にしてきた布施の精神に基づき、以下、できることから始めます

### 1. 募金箱の作成

実践目標を推進するため、募金箱を作成し全ヶ寺に無償交付いたします。また、個人向けの小型募金箱を調製し、寺院等からの要望により無償交付いたします。

### 2. 募金箱の使用方途と管理

寺院での法要・行事等においての設置や街頭募金などによる方途をもって活用いただくとともに、管理責任者（住職または坊守 等）を明確にして厳正に管理していただきます。

### 3. 口座の開設

郵便貯金口座を開設し、宗門内外に協力を呼びかけます。  
口座名 「子どもたちの笑顔のために募金」

### 4. 募金の受け入れ方法

郵便貯金口座への払い込み、ならびに宗務所への直接持参（土日休業日を除く）や現金書留による受け入れ  
本山御正忌報恩講参拝にあわせてご持参いただくなど様々な方法による受け入れ

### 5. 募金管理委員会の設置と監査・事業報告など

「子どもたちの笑顔のために募金」管理委員会（委員構成：総務・副総務・宗会議員・実践運動中央委員・有識者）を設置し、活動を適切かつ円滑に進めます。この管理委員会で支援先の決定ならびに配分等について協議します。また、収納や支援金の交付については、透明性を徹底するために委員会に監査制度を設け、監事による会計業務監査を行います。さらに、定期的に『宗報』やホームページ等で取り組み状況をはじめ募金の使途等の報告を行います。

### 6. 募金の周知

ポスター、チラシ、『宗報』、『本願寺新報』、ホームページなどによる周知を行います。

## 7. 支援先候補

寄せられた募金については全額支援に活用いたします。人件費などの運営経費や支援に係る経費は宗派が全額負担いたします。

### ①内戦や紛争によって難民となり苦しんでいる子どもたちへの支援

国際連合やユニセフをはじめとする国際公的機関、全日本仏教会などの平和支援団体を通しての間接支援ならびに直接支援

### ②国際的な直接支援（次代を担う子どもたちへの教育支援など）

宗門が母体となって設立された NPO 法人 JIPPO や海外開教区・開教地との連携による支援など

### ③日本国内で貧困に苦しむ子どもたちへの支援

### ④子ども食堂などの様々な貧困克服に向けた活動をしている団体や寺院への支援

以上のような支援先について「子どもたちの笑顔のために募金」管理委員会において対象の絞り込みを含め協議し、支援先を決定します。

## 8. 仏教婦人会連盟との協調と役割分担について

### ①仏教婦人会連盟ダーナ募金

- ・ 仏教婦人会のダーナ募金は、布施（ダーナ）の実践を目的とする仏教婦人会行事や街頭での募金活動であり、教化団体である約 6 千の仏婦単位の活動である。
- ・ 東日本大震災をはじめとする各地での災害見舞・支援や社会福祉施設支援など幅広い支援を行っている。
- ・ 2018（平成 30）年度仏教婦人会総連盟総会（2018. 4. 13）において「活動方針・事業計画」の重点目標（4）「御同朋の社会をめざす運動（実践運動）に積極的に取り組む」にともないダーナ委員会の活動項目に「貧困問題の克服に取り組む」が新たに取り入れられた。今後は、毎年度、ダーナ募金から一定額を宗派の「子どもたちの笑顔のために」募金に協力していただく予定である。

### ②子どもたちの笑顔のために募金

- ・ この度、新たに始める子どもたちの笑顔のために募金は、寺院での法要・行事や街頭などにおける募金活動で全国 1 万ヶ寺の活動であり、宗門を構成するすべての人々の活動である。
- ・ 貧困問題克服に特化した募金活動であり、特に社会において弱い立場にある子どもたちを対象に、できることから国内外での支援を行う。

以 上

# 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 兵庫教区総合基本計画

## 1. 総合基本計画

宗門では「御同朋の社会をめざして」という目標を掲げ、「基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)」を進めてまいりました。全員聞法・全員伝道を提唱する門信徒会運動では、教化団体の活性化や門徒推進員の養成などを通して、組・教区活動を活発化させてきました。また、同朋運動は、私と教団のあり方を問い、部落差別をはじめとするあらゆる差別・被差別からの解放をめざすことを通して、人々の苦悩に向き合う活動を充実させてきました。

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)とは、その「基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)」の成果と課題を踏まえ、あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、宗門全体で推進し、さらに教えを宗門内外に広く伝えていくこと、そして従来のかんじを越えた多様な活動を、より広く実践していくことをめざして推し進めている運動です。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちあるものが、阿弥陀さまのはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。生きとし生けるものすべてを等しくいつくしむ大慈悲が阿弥陀さまの救いのはたらきであります。そのはたらきを疑いなく聞いていくことが、真実信心であり、生と死の苦しみから解き放たれる道なのです。

宗祖親鸞聖人は、阿弥陀さまの救いを依りどころとして、混迷した世の中であって、ともに念仏を喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行」と呼び、苦悩を抱える人々とともに生き抜かれました。私たちの先人はそのお心を受け、「御同朋・御同行」として、み教えをまもり広めていこうと努めてこられました。

阿弥陀さまの慈悲に包まれ、智慧に照らされている者どうしであることを自覚しつつ、親鸞聖人のお姿を鑑として、互いに支え合って生き抜いていくことこそが、私たち念仏者のあり方といえます。

現代の苦悩をともに背負っていくには、変化の速い時代に生きる者として、変わることはない教義に基づき、過去の歴史に学びながら、人々の悲しみや現実の苦悩への眼差しを養うことが重要です。また、現代社会は、人と人との関わりが希薄になり、人々は様々な価値観

の違いにより、互いに対立し時に傷付け合っています。私たち念仏者は、立場の違いを認めつつ、誰もが排除されることのない社会をめざしていかなければなりません。

専如門主のご親教『念仏者の生き方』において「今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩惱にあります。

もちろん、私たちはこの命を終える瞬間まで、我欲に執われた煩惱具足の愚かな存在であり、仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはいできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯努力させていただく人間になるのです」と具体的な生き方についてご教示くださいました。現代社会の諸問題を自らの課題・苦しみとし、念仏者として真摯に取り組んでいくことが大切です。そのことが、『念仏者の生き方』のお心を体して生きていくことにもなるのです。

また、『伝灯奉告法要御満座の消息』において「私たち一人ひとりが真実信心をいただき、お慈悲の有り難さ尊さを人々に正しくわかりやすくお伝えすることが基本です」と念仏者としての基本的なあり方をお示しになり、『念仏者の生き方』でご教示されたことが、親鸞聖人のお心にかなう歩みであると、その大切さをあらためてお諭しになっています。

現在、布教伝道の現場では、真実信心を伝えることをはじめとして、子ども・若者へのご縁づくりや国際的な伝道、葬儀の簡略化などの困難な課題に直面しています。これらの課題克服に向けて、ご法義が伝えられていくよう一人ひとりの創意工夫が求められています。

また兵庫教区内では、過疎化や核家族・社会構造の変化によって伝道教化が困難な状況にあり、どのような取り組みが必要とされているのか注視していく必要があります。今日の日本の状況を見ますと、とりわけ65歳以上の高齢者が総人口の27%を超え、高齢者の方で、お一人や夫婦のみ世帯などが増加し日本の全世帯の約半数が高齢者世帯となっています。このことは、伝道教化が困難な状況であるだけでなく、永年ご門徒として聴聞されてこられた方が、み教えやお寺との関係の伝承ができていないために、葬儀やお墓など浄土真宗ではない形になるケースもあるようです。

こうした山積する課題に仏法を依りどころとして立ち向かっていく具体的な実践によってこそ、自他共に心豊かに生きることのできる社会が実現されていくのです。

専如門主は『念仏者の生き方』で、「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とお示しになっています。私たちは、み教えに生かされ、み教えをひろめ、宗門の英知を結集しながら、御同朋の社会をめざす運動(実践運動)を力強く進めていかねばなりません。

#### ◆御同朋の社会の実現をめざして

「兵庫教区 同朋講座における差別発言事件」並びに「兵庫教区内より発信された連続差別投書事件」からの学びとして、私たちや私たちの宗門の差別意識や体質が、いまだ抜きがたく存在している現状に対して、差別・被差別からの解放をめざし、兵庫教区内のすべての僧侶・門信徒自らが「御同朋の社会を実現」するための主体者として取り組んでいかねばなりません。

組同朋講座の開催については、これまで通り各組において開催をいただくよう教区より奨励していきます。兵庫教区内で惹起した2つの差別事件だけでなく、宗門内で、あらたな差別事件が惹起していく中で、未だ克服すべき課題が山積しています。

また、国が部落差別の存在を認め、差別解消を推進しなければならないと明記された「部落差別解消推進法」が施行され限られた期限内での取り組みではなく、継続的な取り組みが必要とされています。

#### ◆非戦平和・環境（原発事故等）、自死問題、ハンセン病問題など、さまざまないのちに関する課題への取り組みについて

兵庫教区では、過去の歴史に学びながら、現代社会に生きていく念仏者として、非戦平和・環境（原発事故等）問題、自死問題、ハンセン病問題など、さまざまないのちに関する課題に人びとの苦悩に寄り添いながら取り組んでいきます。こうした課題に具体的な実践によって取り組んでいくことで「自他ともに心豊かに生きることのできる社会」が実現されていきます。

## ◆過疎化や核家族化による社会構造の変化による伝道教化の状況について

過疎地域における宗教などの伝承は、その地域、村全体で高齢者を中心に継承されてきましたが、情報化社会といわれながらも、核家族化社会になり、親から子へ子から孫へという生活・宗教・知恵などの伝承がなされなくなった現代社会において、これまでの寺院活動では青少年にアプローチできない側面があります。

また過密地域では、お寺との関わりをもっていない、若しくは、お寺から月参り等はするものの門信徒同士のつながりが無い状況になっているように窺えます。

さらに同様に組・寺院では、教化組織・団体を構成する方々が、引き継がれにくくなり高齢化しています。次世代へつないでいくためには、これまでの方法だけでは難しいというのが現状です。過疎・過密地域共に教化伝道活動が困難な状況であるためどのような取り組みが必要とされているのか注視していく必要があります。そして具体的に実践できる活動に速やかに取り組んでいきます。

## 2. スローガン

「結ぶ絆から、広がるご縁へ」

## 3. 重点プロジェクト

重点プロジェクトの実践目標

### ①宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ 一子どもたちを育むために一

### ②兵庫教区重点プロジェクトの実践目標

災害対応：防災システム構築と充実

なお、現場において早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、従来通り各組において独自に定めた実践目標を設定していただき、宗門全体の課題と併せて取り組んでいただくことも可能です。

## ①兵庫教区 重点プロジェクト

スローガン		結ぶ絆から、広がるご縁へ	
重点プロジェクト	実践目標	宗門重点プロジェクトの実践目標（宗派・教区・組共通目標） <貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～> —子どもたちを育むために—	
	期 間	2018 年度～2019 年度	
	達成目標	(1)貧困問題の学びを深めるため学習会の開催 (2)貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討	
	推進計画	(1)貧困問題の学びを深めるため学習会の開催	
		2018 年度	①教区での学習会の開催 ②組等の学習会の検討
		2019 年度	①教区での学習会の開催 ②組等の学習会の開催
		(2)貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討	
2018 年度		①教区内・組・寺院等で活動されている取り組みの調査 ②貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討 ③教区災害備蓄品の有効活用について連携をはかる	
2019 年度		①貧困問題に取り組む教区内・組・寺院等への支援体制の検討 ②貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の奨励 ③教区災害備蓄品の有効活用について連携をはかる	

## ②兵庫教区 重点プロジェクト

スローガン	結ぶ絆から、広がるご縁へ	
実践目標	災害対応：防災システム構築と充実	
期 間	2018 年度～2019 年度	
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教区内全組が、防災システム（セコム安否確認メールサービス）の登録作業を行うことにより、災害発生時には各組の被害の有無を迅速に把握できる情報共有システムを構築する。</li> <li>・情報共有システムを利用し、教区内全組が状況を把握し、互いに災害支援が行える組織を目指す。</li> </ul>	
推進計画	2018年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全組の防災システム登録作業を完了させる。</li> <li>・防災担当者について全組2名選出を奨励する。</li> <li>・教区において防災担当者の研修会を実施することにより防災システムの取り扱い熟知を目指す。</li> <li>・防災システムを利用して防災担当者と教務所の情報共有を可能にする。</li> </ul>
	2019年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災担当者へ組内の防災システム登録状況を通知することで、定期的なメールアドレス等登録情報変更の確認を行う。</li> <li>・防災担当者が各組の団体ボランティア登録の代表者となってボランティア活動に対する情報共有を可能にする。</li> <li>・防災システムの有効利用について検討する。</li> <li>・防災担当者の防災システム研修会を定期的実施する。</li> <li>・組の防災システムを含む災害対策研修会を奨励する。</li> </ul>

兵庫教区 各組達成目標一覧

実践目標：＜<sup>ひんこん</sup>貧困の克服に向けて ～<sup>ダーナ</sup>Dāna for World Peace～＞  
 ー子どもたちを<sup>はぐく</sup>育むためにー

	組名	達成目標
1	阪神東組	＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ※「世界平和のためのお布施」という文言を加え組内全体に周知 ①貧困問題の学びを深めるため学習会の開催 ②貧困問題にかかわる念仏者としての取り組みの検討
2	阪神南組	＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①心の貧困について問題提起 ＜実践目標②：これからの浄土真宗はどうあゆむべきか＞ ～地域社会の人とお寺～
3	阪神西組	＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①貧困問題についての学び ②組内で活動されている取り組みの調査 ＜実践目標②：御同朋の社会の実現＞ 一人一人が大切にされる社会、一人一人を大切にする社会 ＜実践目標③：災害支援＞ 地域の防災点検（災害指示の対応の可能性を考える） ＜実践目標④：日常の寺院活動＞各寺院持ち回りの連研の展開
4	阪神北組	＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー ①貧困問題についての学び ＜実践目標②：日常の寺院活動＞僧侶の資質向上 ＜実践目標③：各寺院の各種教化団体の活性化＞ ＜実践目標④：災害支援活動＞災害対策 ＜実践目標⑤：葬送儀礼の再考＞
5	神戸東組	＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー

		<p>①貧困問題についての学び・お菓子支援</p> <p>&lt;実践目標②：僧侶の意識改革&gt;</p> <p>&lt;実践目標③：キッズサンガ&gt;</p>
6	神戸中組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学び</p>
7	神戸湊組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての研修会を開催し、組内僧侶の意識を高め、組内での取り組み活動を見つけ出す</p>
8	神戸西組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①子どもの貧困問題についての学び</p> <p>②子ども食堂の活動・見学・実践</p>
9	北 摂組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題を考える</p> <p>&lt;実践目標②：日常の寺院活動&gt;</p> <p>地域と寺院のつながりを大切にする。</p>
10	神 明組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学び</p> <p>&lt;実践目標②：御同朋の社会の実現&gt;</p>
11	淡 路組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学び</p> <p>②組内で、貧困問題に取り組む、寺院、門徒の活動の把握</p>
12	播磨東組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学びを深める</p> <p>②NPO 法人やSDG s（持続可能な開発目標）への参画</p>

13	播磨中組	<p>＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①実践目標について、組内僧侶・門信徒に周知し、組として取り組むべき課題を検討する。</p> <p>②組の行事においてワンコインダーナを実施する。</p> <p>③キッズサンガの継続実施とともに、実践目標との関連を強化する内容を検討する。</p>
14	多可組	<p>＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学習を深める</p> <p>＜実践目標②：寺院の活性化＞          門徒戸数の減る中、参りの数を増やす</p>
15	加古川組	<p>＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困の克服に向けての学びを組内の実践委員と行う</p>
16	高砂組	<p>＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学び</p> <p>＜実践目標②：御同朋の社会の実現＞同朋講座の開催</p> <p>＜実践目標③：災害支援＞防災計画の検討</p> <p>＜実践目標④：日常の寺院活動＞各種教化団体の活性化</p>
17	神崎組	<p>＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①同朋講座の開催</p> <p>②貧困問題の学びを深めるため学習会の開催</p> <p>③貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討</p> <p>＜実践目標②：災害支援＞防災計画の検討</p> <p>①教区内全組が、防災システム（セコム安否確認メールサービス）の登録作業を行うことにより、災害発生時には各組の被害の有無を迅速に把握できる情報共有システムを構築する。</p>

		②情報共有システムを利用し、教区内全組が状況を把握し、互いに災害支援が行える組織を目指す。
18	神 姫組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題について学ぶための学習会開催          ②貧困問題への取り組みの検討</p>
19	姫路東組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題について学び、研修会の開催          ②組内寺院で、実施されている「各習い事教室」を利用し、学童保育の様な場を構築する</p> <p>&lt;実践目標②：          災害対応：災害時、迅速に実施出来るシステムの構築&gt;          災害発生時、被害の有無を迅速に把握出来る組内連絡網を作る</p>
20	姫路南組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①組内で活動されている子ども食堂の支援をする</p>
21	姫路中組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>※ &lt;物心の貧困の克服に向けて&gt;（「物心の」を入れる）</p> <p>①子どもたちから大人まで物心とも貧困からの克服に一步でも解放されるように</p>
22	姫路西組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①組独自の重点プロジェクトである『お寺のよろず相談室』と題した小冊子の中で貧困問題に関する相談をピックアップの上で、別章でまとめる。</p> <p>&lt;実践目標②：相談者の哀しみに寄り添うー『お寺よろず相談室』の充実化をめざして&gt;</p> <p>①組ホームページ上で受けた相談や各寺の住職が個別に受けた相談等を個人情報保護に細心の注意を払いながら『お寺のよろず相談室』と題した</p>

		小冊子にまとめる。
23	網 干組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①見えづらさを抱える貧困問題に組をあげて着目し、僧侶・門信徒共に少しでも力添えできるよう注力していく</p> <p>&lt;実践目標②：僧侶研修&gt;僧侶研修の継続</p> <p>&lt;実践目標③：縁活&gt;寺コンの開催</p>
24	揖龍東組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学習</p> <p>&lt;実践目標②：セコム安否確認サービス登録&gt;          災害対応・防災システムの登録、組内全寺院          (現在 19ヶ寺中 8ヶ寺登録済)</p>
25	揖龍西組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題について学ぶ。          ②現今の葬儀のあり方から貧困問題を考える。</p> <p>&lt;実践目標②：若者や子ども達の声が聞こえるお寺に&gt;          三部会による活気ある寺院活動の実施</p>
26	新 宮組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学び          ②募金活動</p>
27	赤穂南組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;          ー子どもたちを育むためにー</p> <p>赤穂市の子ども達の経済的支援活動の現状を知る</p> <p>①アフタースクールに行っている児童、給食費未納の家庭の調査          ②民生児童委員、アフタースクール指導員の活動を把握する。</p> <p>&lt;実践目標②：赤穂南組の全寺院の報恩講に参拝しよう&gt;</p>

28	赤穂北組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;      ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学び</p> <p>&lt;実践目標②：縁づくり活動&gt;</p> <p>①み教えに遇える縁をつくる。(縁活)</p> <p>&lt;実践目標③：ビハーラ活動&gt;</p> <p>①ターミナルケアを含んだ、研修・ボランティアにとりくむ。</p> <p>&lt;実践目標④：子育て支援&gt;お寺と地域で仏の子を育てる。</p> <p>&lt;実践目標⑤：御同朋の社会の実現&gt;差別からの解放をめざす</p>
29	宍粟組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;      ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学び</p> <p>&lt;実践目標②：葬送儀礼&gt;</p> <p>①葬儀の本質が見失われつつあるなか、葬儀が仏法と出あう      ご縁となるように。研修を進めていきたい。</p> <p>&lt;実践目標③：聞法のつどい&gt;</p> <p>①門信徒の求めている内容に応じた講演会の開催</p>
30	佐用組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;      ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学びを深める</p> <p>②組内寺院での貧困問題についての取り組みをとりまとめ、検討を加えて、以後の組活動へつなげる</p> <p>&lt;実践目標②：御同朋の社会の実現に向けて&gt;      ～さまざまな社会での差別事象に学ぶ～</p> <p>御同朋の社会の実現に向けて、教区内での差別事象や、社会でのさまざまな差別事象を通して学習を深める</p>
31	多紀組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;      ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題の学びを深めるための学習会の開催</p>

		<p>&lt;実践目標②：仏事作法の統一に向け学習する&gt;</p> <p>②有住・無住寺が同じ浄土真宗の作法で荘厳、勤行が出来るようことを目標とする</p>
32	氷上東組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①開かれた寺院活動・居場所づくり（子どもたちを育むために）</p> <p>②社会支援活動（困っている方の把握）</p> <p style="text-align: center;">施設訪問：保護司・民生委員との連携</p> <p>③門信徒・寺院の防災点検・地域との連携</p>
33	氷上西組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学び</p> <p>&lt;実践目標②：キッズサンガの実施&gt;</p> <p>&lt;実践目標③：過疎地における寺院のあり方&gt;</p>
34	朝 来組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧窮問題についての学び</p> <p>&lt;実践目標②：同朋講座&gt;</p> <p>&lt;実践目標③：キッズサンガの開催&gt;朝来組子どもの集い</p> <p>&lt;実践目標④：連続研修会修了者のつどい&gt;</p> <p style="text-align: center;">連研研修会修了者の集い</p>
35	養 父組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題に関するかかわり方と取り組みの推進</p> <p>②貧困要援護者の情報収集とネットワーク化</p>
36	出 石組	<p>&lt;実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～ &gt;</p> <p>ー子どもたちを育むためにー</p> <p>①貧困問題についての学び</p> <p>&lt;実践目標②：災害対応&gt;「いざ」という時のために</p>

37	城崎組	<p>＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞</p> <p>－子どもたちを育むために－</p> <p>①貧困問題の学びを深める学習会の開催</p> <p>②貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討</p>
38	岡山南組	<p>＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞</p> <p>－子どもたちを育むために－</p> <p>①貧困問題についての学び</p> <p>②教化組織・各寺院の具体的取組（実践）</p> <p>③組内で貧困問題に取り組まれている方々の活動を把握する</p> <p>＜実践目標②：災害対応＞</p> <p>防災システム構築と充実</p> <p>＜実践目標③：資質の向上＞</p> <p>社会的学習と教学的学習の取得</p>
39	岡山北組	<p>＜実践目標①：貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞</p> <p>－子どもたちを育むために－</p> <p>貧困問題についての学び</p> <p>＜実践目標②：地域と寺院のつながりを大切にする＞</p> <p>＜実践目標③：苦悩を抱える人（自死・被差別・被災者など）への支援と居場所づくり＞</p>

**2018 年度**  
**「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 事業報告**  
**～2018 年度を振り返って～**

**1. 重点プロジェクトの推進 重点目標**

**◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会**

(1)宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー

①貧困問題の学びを深めるため学習会の開催

- ・教区での学習会の開催 5月22日(火) 149名
- ・組等の学習会の検討

②貧困問題に取り組む宗教者としてあり方の検討

- ・教区内・組・寺院等で活動されている取り組みの調査
- ・貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討
- ・教区災害備蓄品の有効活用について連携をはかる

**【成果と課題】**

成果：教区で企画した組重点プロジェクト推進のための協議会を15組開催いただき貧困問題についての理解を深めていただいた。

課題：組重点プロジェクト推進のための協議会の未開催組があるため継続事業とするかが課題である。

(2)兵庫教区重点プロジェクトの実践目標

災害対応：防災システム構築と充実

①防災システム(セコム安否確認メールサービス)を全寺院に登録するため組へ出向

※本年度上半期3組【北摂・揖龍東・網干】(残り3組)登録寺院482/764

②地震以外の災害においても防災システムの活用の検討

- ・防災担当者の防災システム取扱い研修会を実施
- ・教区ボランティアネットワーク構築のための研修会を実施
- ・組災害対策研修会の開催奨励

③防災意識を高める防災システムを利用した取り組み

④別院に備える災害対策備蓄品の購入

※災害対応自動販売機の設置 災害時に無料で商品を提供

**【成果と課題】**

成果：防災システムの連絡網を利用し、各組防災担当者へ関係事項の連絡を実施し、またボランティアネットワークなど災害関係の組担当者を各組防災担当者に統一した。

課題：全組の登録作業が完了していないため、地震以外の災害も含め被害報告を防災システムに移行することができていない。

※移行するには報告方法が複数になり混乱することになるため

**2. 「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括**

**◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会**

(1)組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会との連携と推進状況の調査

(2)「組重点プロジェクト実施の奨励と取り組み内容の情報交換

(3)御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進研修会

①組同朋講座【僧侶・寺族部門対象】【一般部門対象】の全組での開催

**※38 頁参照**

**【成果と課題】**

課題：組重点プロジェクト推進のための協議会の開催のため若干の増加傾向にあるが、報告書が提出されない組が多くみられる。また組において開催する研修会については教区の共通テーマを検討するべきではないか。

**3. 「御同朋の社会の実現」のための取り組み**

**◇【専門委員会】研修講師団運営委員会**

委員会開催日：8月31日（金）

(1)「御同朋の社会をめざす運動」推進組研修会への出講

(2)「御同朋の社会をめざす運動」公開研修会の開催

<第1回>

日 時 7月8日（月）

会 場 本願寺神戸別院 3階本堂・会議室

講 題 「部落差別解消推進法の具体化をめざして」

講 師 奥田 均 師

(近畿大学人権問題研究所教授/部落解放同盟人権研究所代表)

参加人数 79名 (内研修講師 18名)

<第2回> (布教団「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 研修会併修)

日 時 2月20日(水)

会 場 本願寺神戸別院 3階本堂・会議室

講 題 「性の多様性と阿弥陀如来の願い」

講 師 中平了悟 師 (龍谷大学非常勤講師

・浄土真宗本願寺派布教使・阪神東組 西正寺)

参加人数 63名 (内研修講師 20名)

(3)教区研修講師団研修協議会の開催 (随時開催)

(4)近畿同朋運動推進協議会との連携

総会・会員研修会 6月29日(金) 会場 本願寺伝道本部 参加人数 11名

寺族女性研修会 11月5日(月) 会場 顕道会館・国際センター 参加人数 19名

実務者研修会 12月17日(月) 会場 本願寺同朋センター 参加人数 4名

(5)差別解放運動団体との連携

部落解放研究第39回兵庫県集会 10月20日(土) 会場 神戸市勤労会館

(6)社会のあらゆる差別解消のための取り組み

①「部落差別解消推進法」等の啓発活動の展開

【成果と課題】

成果:第1回の研修会は参加者が多く、内容面での分かりやすかったなど好評であった。

また、第2回の研修会では、LGBTの問題にも取り組むことができた。

#### ◇【専門委員会】同朋啓発研修委員会

(1)研修資料・教材の作成検討

【成果と課題】

課題:教材並びに資料の作成を行わなかったため開催しなかった。

#### 4. 平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み

##### ◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)非戦・平和への取り組みの検討

①千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参拝・・・9月18日（火）

※非戦・平和推進検討委員会による参拝視察

②非戦・平和への取り組みの検討のための専門委員会の設置 8月27日（月）

※名称：非戦・平和推進検討委員会に決定された。

③非戦・平和研修会

日 時 2月5日（火）

会 場 本願寺神戸別院 3階本堂・会議室

講 題 「改憲論議の中で考える、憲法9条の価値」

講 師 奥野恒久 師（龍谷大学政策学部教授 憲法学）

参加人数 70名

【成果と課題】

成果：非戦・平和への取り組みの検討のための専門委員会が設置され、千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要視察参拝、非戦・平和研修会を開催した。

課題：教区僧侶・門信徒への啓発活動や全体で取り組める運動が必要ではないか。

(2)ハンセン病問題の啓発活動

①リーフレットを活用したハンセン病問題の啓発活動

②長島愛生園・邑久光明園入所者交流会の開催

③長島愛生園・邑久光明園の宗教関係行事等の今後の展望の検討

【成果と課題】

※入所者や施設の方と話し合いをしながら今度のことについて検討することとなった。

3月に予定をしている。

(3)社会問題への取り組み

①ビハーラ活動の推進

②矯正教化活動への取り組み

③高齢社会に対しての宗教者としての取り組みの検討

【成果と課題】

成果：第3連区ビハーラ研修会で両園への研修を行い、ハンセン病問題について近畿

6 教区の方々ともに学びを深めることができた。

## 5. 人材育成の取り組み

### ◇ {専門委員会} 連研委員会

(1)連研（門徒推進員養成連続研修会）の推進

※連研目的の再確認する

①組連研開催の充実・推進・広報

全組での開催をめざして未開催、休止組への対応

※40 頁参照

②連研のための研究会の開催・・・年2回

※39 頁参照

第1回連研のための研究会 9月27日（木）参加人数48名

第2回連研のための研究会 12月3日（月）参加人数42名

③『新研修読本』を活用した研修会の開催

連研のための研究会（2回）、総代会ブロック別研修会（7ブロック）にて使用

#### 【成果と課題】

成果：計画通り連研のための研究会を開催でき、新研修読本を活用しての研修会も継続開催ができた。また、連研休止組において連研を再開された組があった。新研修読本については、今年度は680冊の頒布（4/1～1/25まで）を行った。

課題：今後、連研休止・未開催組での連研開催を促す更なる取り組みや、中央実習修了者が、組や教区にて活躍いただける様な取り組みを行っていくことが課題である。

(2)門徒推進員の登録の奨励

①門徒推進員中央教修の受講の奨励

#### 【成果と課題】

課題：2018年度の中央教修受講者は4名であった。近年受講者数が減少傾向にある事が課題である。

### ◇ {専門委員会} 子ども若者ご縁づくり推進委員会

(1)「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立

※41 頁参照

①各組サポーターとの連携

研修会の開催・・・5月25日（金）参加人数10名

②各組における「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の奨励 ※42 頁参照

③各教化団体との連携

震災支援「報恩講子どものつどい」への参画・・・12月22日（土）参加人数218名

**【成果と課題】**

成果：子ども報恩講は本年度も各教化団体の協力のもと盛会に開催できた。

課題：各組からの開催報告が3分の1程度にとどまっている。今後は全組での子ども・若者ご縁づくり活動推進に向けて、各組サポーターとの連携を深めることや助成方法等の検討が必要である。

(2)ご縁づくりのための啓発資料の活用

①千問書（専門書）のvol.2の作成

②なもナモ検定の実施・・・8月25日（土）参加人数18名

**【成果と課題】**

課題：「なもナモ検定」や「報恩講子どものつどい」には昨年に引き続き宗門関係学校よりの参加者があり、今後の若者向けの取り組みにつなげていくことができるようになったが、「なもナモ検定」については一般の参加者は少なく、今後はどのように参加者を集めるのか開催方法も含めて考えていく必要がある。また『千問書』については、発行に向け会議や校正を重ねたが設問内容等の充実を図るため再検討を予定している。

**◇【専門委員会】各教化組織代表者協議会**

協議会開催日：9月7日（金）

(1)各教化組織団体と連携

①次代を担う念仏者の養成

②次代を担う僧侶・寺院子弟の養成

<教化団体・所属団体>

布教団・門徒推進員連絡協議会・門徒総代会・仏教壮年会連盟・仏教婦人会連盟

寺族婦人会連盟・仏教青年連盟・本派スカウトクラブ・少年連盟・保育連盟

ビハーラ兵庫・矯正教化連盟兵庫教区支部・特別法務員協議会・青年僧侶の会

**【成果と課題】**

成果：別院「報恩講」並びに震災支援「報恩講子どものつどい」への参画を各教化組

織団体と話し合い連携できた。

課題：次代を担う僧侶・寺院子弟の養成を計るため、教化団体が連携して取り組んでいくことが課題となるのではないか。また各教化団体が同じ方向性を持つため、統一した研修テーマなども検討するべきではないか。

## 6. いのちの尊さにめざめ・寄り添う取り組み

### ◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)阪神・淡路大震災総追悼法要 1月17日(木) 参加人数 210名

①阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修

②宗門学校生徒による震災・いのちに関する作文朗読：朗読者4名

③1.17「いのち」を考える研修会の開催

講師：綾戸智恵氏 (JAZZ SINGER)

#### 【成果と課題】

成果：メディアに露出している講師を選ぶことにより、これまで神戸別院へ参拝したことがない人が来る機会が増えた。

追悼法要において、宗門関係学校生徒に献花をしていただくことで、作文朗読だけでなく、法要の初めから参画いただけた。

課題：講師が取材・撮影を拒んだため、新聞記事等による行事報告が広く広報できなかった。

### ◇【専門委員会】自死者追悼法要実行委員会

(1)自死問題へ取り組む人材の養成

12月4日(火) 講師 藪野廣由氏 『自死・自殺と仏教』 参加人数 16名

1月31日(木) リハーサル

#### 【成果と課題】

成果：スタッフとしての参加が少なく、固定化しているが、法要参拝者に「安心安全」に法要に参拝していただくという意識が高く保たれている

課題：法要を勤める意義の理解を深め、協力するスタッフの育成並びに人材確保する必要がある。

(2)自死遺族のための自死者追悼法要の勤修 2月9日(土)

**【成果と課題】**

成果：参拝者12名(内茶話会出席者11名)

スタッフ37名(内訳：スタッフ18名、特法協7名、職員12名)

課題：「安心安全」な法要を勤めるため、スタッフの意識やスキルの向上が必要である。

**7. 過疎・過密地域への対応**

**◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・教区寺院振興対策委員会**

(1)過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討

**【成果と課題】**

課題：専門部会において協議検討中であり、方向性や具体的対策が実施できていない。

**8. 文書伝道の充実**

**◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会**

(1)啓発資料の作成

①教区新報 HYOGO の発行

発行回数年4回 発行部数1回1,500部

②教区新報『法』シリーズ(リーフレット)の発行・頒布普及

発行回数年3回

【執筆者】おぼん…宏林晃信(阪神南組浄元寺)

報恩講…森本光慈(氷上西組正福寺)

春彼岸…赤井智顕(阪神西組善教寺)

③教化資料等の配布の検討

**【成果と課題】**

成果：教区新報 HYOGO および『法』シリーズ共に、年度計画通りの発行を行えた。

課題：今後は紙面の更なる充実、『法』シリーズの頒布数拡大を図りたい。

(2)ホームページの機能充実、SNSの活用による情報提供

①行事・催し物情報のFacebook・インスタグラム活用の充実

②各種申請用紙ダウンロード機能の充実

③寺院検索・テレホン法話ページの充実

④教区新報 HYOGO・モダン寺新聞電子化の充実

**【成果と課題】**

成果：①寺院関係者へ行事・催し物情報の通知として Facebook、神戸別院を多くの人へ周知するためにインスタグラムを活用し、フォロワーが増えている  
②アクセス解析タグを設定したことで各機能が利用されていることが確認でき、より充実させるための分析を行うことが可能になった。

課題：便利に活用してもらうためより細かな情報提供が継続される必要がある。

**9. その他**

(1)「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会

5月22日（火）・3月6日（水）

(2)「御同朋の社会をめざす運動」教区常任委員会

6月6日（水）・8月31日（金）・12月20日（木）・2月26日（火）

(3)「御同朋の社会をめざす運動」第3連区連絡協議会

1月18日（金）

以 上

2018年度 組「御同朋の社会をめざす運動」推進研修等実施一覧

No.	組名	寺数	僧侶・寺族部門				一般部門				重点プロジェクト実施報告			
			期日	会場	講師名	人数	期日	会場	講師名	人数	期日	実践目標	概要	人数
1	阪神東	25	12/14	來恩寺	山内理史	22	7/14	安養寺	棚原正智	48				
2	阪神南	24	12/14	都ホテル	寶池龍祥	15	6/25	正光寺	藤榮行信	25	5/31	地域社会	これからの浄土真宗	124
3	阪神西	21												
4	阪神北	21	12/3	がんこ宝塚店	杉本照顕	21								
5	神戸東	30					2/6	寶林寺	竹内俊之	15	7/10	僧侶の意識改革	葬儀アンケート調査	43
											12/9	僧侶の意識改革	葬送儀礼	30
6	神戸中	28	9/27	西方寺	棚原正智	15								
7	神戸湊	21					6/5	光明寺	竹内俊之	33				
8	神戸西	26	6/27	顕眞寺	西田智教	19								
9	北 摂	20	2/21	光円寺	井上浩義	15	5/24	正光寺	高崎長英	32	8/19	日常の寺院活動	研修会の開催	38
10	神 明	22												
11	淡 路	9	12/27	宣勝寺	近藤龍樹	10	3/8	宣勝寺	近藤龍樹	36				
12	播磨東	15										貧困問題	協議会の開催	
13	播磨中	21	9/21	安養寺	井上浩義	19	7/1	名称寺	岩谷教授	134				
14	多 可	10												
15	加古川	28	9/27	普光寺	井上浩義	20	2/18	普光寺	近藤龍樹・山内理史	73	3/25	貧困問題	協議会の開催	16
16	高 砂	19												
17	神 崎	20	12/26	西源寺	近藤龍樹	20	10/21	西源寺	山内理史	45		貧困問題	学習会・子ども食堂	20
18	神 姫	13	2/23	専光寺	竹内俊之	14	9/15	専光寺	岩谷教授	35	7/20	貧困問題	協議会の開催	26
19	姫路東	16	6/22	明源寺	近藤龍樹	16					7/20	貧困問題	協議会の開催	26
20	姫路南	16									7/20	貧困問題	協議会の開催	26
21	姫路中	21	2/1	光養寺	小笠原正仁	10	1/19	真宗寺	竹内俊之	23	7/20	貧困問題	協議会の開催	26
22	姫路西	23												
23	網 干	24	2/26	徳善寺	井上浩義	13	10/25	徳善寺	棚原正智	37		縁活	寺コンの開催	51
24	揖龍東	19												
25	揖龍西	26	2/4	一行寺	藤榮行信	13	2/24	源徳寺	渡邊顕代	57	5/31	貧困問題	学習会(貧困・葬儀等)	38
26	新 宮	14	12/21	新宮町福祉会館	大西宝雲	8	2/27	西勝寺	棚原正智	22				
27	赤穂南	13	2/13	浄念寺	藤榮行信	18	7/3	永応寺	藤丸智雄	79		報恩講参拝奨励	スタンプラリー	
28	赤穂北	21												
29	宍 粟	20	7/10	西光寺	棚原正智	27						貧困・葬送儀礼等	貧困問題・葬送儀礼等	34
30	佐 用	15	12/22	円徳寺	棚原正智	16	8/19	南光文化センター	西田智教	72				
31	多 紀	23									2/2	仏事作法	正信偈(草譜・行譜)の声明研修	52
32	氷上東	17	12/20	魚幸	藤本恵彰	14					5/20	貧困問題	施設支援活動	12
33	氷上西	18												
34	朝 来	16	2/21	如来寺	近藤龍樹	15	5/26	如来寺	高崎正英	55	6/23	進研修了者への対応	修了者の追悼法要等	190
35	養 父	16												
36	出 石	18	7/21	西宗寺	竹内俊之	41	12/2	光顯寺	寶池龍祥	39				
37	城 崎	21												
38	岡山南	19	2/18	ビュアリティまきび	藤榮行信	18					9/5	災害対策	研修会の開催	15
											10/1	僧侶研修	研修会の開催	18
											12/5	貧困問題	協議会の開催	15
39	岡山北	14	10/16	美作自修会	津山市地域包括支援センター職員	10								
	合 計	763	開催組	24		409	開催組	18	参加延べ数	860	開催組	18		800

## 2018年度「連研のための研究会」開催報告

(連研委員会)

### <第1回>

1. 日 時 2018年9月27日(木) 10:30~16:00
2. 会 場 本願寺神戸別院
3. テーマ 「念仏者の生き方」
4. サブテーマ 「連研を通して味わう念仏者の生き方とは」
5. 講 師 朝戸臣統 先生(連研中央講師・岐阜教区飛騨組神通寺)
6. 参加人数 48名(教区内僧侶・寺族・門信徒)
7. 開催目的 門徒推進員養成連続研修会(連研)の現状と課題、話し合法座の意義を確認し連研の活性化を図る。また、連研未開催組及び休止組については開催に向けた方策を協議する。

### <第2回>

1. 日 時 2018年12月3日(月) 13:30~16:00
2. 会 場 本願寺神戸別院
3. テーマ 「念仏者の生き方と実践運動」
4. 講 師 麻布明德 師(連研中央講師・東海教区中勢組善福寺)
5. 参加人数 42名(教区内僧侶・寺族・門信徒)
6. 開催目的 連研と実践運動の関係を確認し、実践運動の理解・推進と共に連研の開催促進・活性化を促す

連研開催並びに門徒推進員現況 (2019.3.31)

NO	組名	連研 開催状況	寺院数	2018 会員数	2017 会員数	増減
1	阪神東	開催	25	49	50	-1
2	阪神南	開催	24	1	1	0
3	阪神西	開催	21	1	1	0
4	阪神北	開催	21	4	4	0
5	神戸東	開催	30	0	0	0
6	神戸中	休止中	28	0	0	0
7	神戸湊	開催	21	8	7	1
8	神戸西	休止中	26	0	0	0
9	北 摂	開催	20	10	10	0
10	神 明	休止中	22	17	17	0
11	淡 路	開催	9	18	19	-1
12	播磨東	開催	15	3	3	0
13	播磨中	開催	21	9	10	-1
14	多 可	開催	10	1	1	0
15	加古川	開催	28	17	17	0
16	高 砂	休止中	19	3	3	0
17	神 崎	開催	20	11	11	0
18	神 姫	開催	13	22	23	-1
19	姫路東	休止中	16	2	2	0
20	姫路南	未開催	16	0	0	0
21	姫路中	開催	21	12	12	0
22	姫路西	開催	23	11	11	0
23	網 干	開催	24	27	25	2
24	揖龍東	開催	19	36	36	0
25	揖龍西	開催	26	58	58	0
26	新 宮	開催	14	4	4	0
27	赤穂南	開催	13	31	32	-1
28	赤穂北	開催	21	71	74	-3
29	宍 粟	開催	20	7	7	0
30	佐 用	開催	15	23	23	0
31	多 紀	休止中	23	0	0	0
32	氷上東	休止中	17	15	15	0
33	氷上西	開催	18	6	6	0
34	朝 来	開催	16	8	8	0
35	養 父	未開催	16	0	0	0
36	出 石	開催	18	20	21	-1
37	城 崎	休止中	21	0	0	0
38	岡山南	開催	19	17	17	0
39	岡山北	開催	14	8	8	0
	合計		763	530	536	-6
	開催	31				
	未開催	2				
	休止	6				

## 2018年度子ども若者ご縁づくり推進委員会活動報告

### <名 称>

子ども・若者ご縁づくり—キッズサンガをさらに—

### <目 的>

親鸞聖人のみ教えのもと、「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」（浄土真宗本願寺派「宗制」前文）ことを「子ども・若者ご縁づくり」の目的とする

### <スローガン>

手を合わせ お念仏喜ぶ 人生を！

### <目 標>

ご縁のある大人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に会い、全世代が「お寺を居場所」としながら、手を合わせお念仏喜ぶ人生を歩むため、各教化団体との連携を図り、「子ども・若者ご縁づくり」を推進していくことを目標とする。

### <具体的施策>

#### 1、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立

- ・各組サポーターとの連携

研修会の開催（なもナモ検定併催）

日時：5月25日（金）13：30～

場所：本願寺神戸別院

参加人数：10名

- ・各組における「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の奨励

開催組：14組

※42頁参照

- ・各教化団体との連携

震災支援「報恩講子どものつどい」への参画 12月22日（土）

参加者：218名

以 上

## 2018年度 各組キッズサンガ開催一覧

No.	組	開催日時	テーマ	会場	参加人数	特記事項
1	播磨中	5/12 (土)	子ども降誕会	西教寺	52名 (子ども15名)	「降誕会」に併せて、「子ども降誕会」として開催。
2	朝来	5/20 (日)	2018 みんなで降誕会	如来寺	33名 (子ども15名)	事前に2回のスタッフ会議を行っている。 また、今回から新たに参加したスタッフも加わっている。
3	神崎	7/23 (月) ～8/31 (金)	ラジオ体操と お経教室・ 見念参加	教正寺 本願寺	53名 (子ども34名)	前期と後期に分けての開催。 ラジオ体操に引続きお経教室を開催。
5	姫路中	8/24 (金)	千問書で なもナモ検定	西徳寺	45名 (子ども8名)	教区子ども・若者ご縁づくりにて発行の『千問書』を用いてなもナモ検定を開催。
6	宍粟	8/6 (月) ～8 (水)	いのちの かがやき	西光寺	75名 (子ども45名)	組のサマースクールとして開催。 多くの子どもが参加。
7	姫路西	8/17 (金)	ひとり じゃない。 阿弥陀さま と一緒にだよ！	西誓寺	33名 (子ども14名)	組のサマースクールとして開催。
8	網干	8/21 (火)	お寺で遊ぼう	徳善寺	43名 (子ども12名)	礼儀作法やお経の読み方などを中心に学ぶ内容で開催。
4	阪神東	8/22 (水)	なし	いたみホール	75名 (子ども27名)	参加者全員（大人も含む）が楽しめるような内容のプログラム作りをしている。
9	神戸西	8/30 (木)	なし	現光寺	330名 (子ども200名)	とても多くの子ども達が参加している。
10	姫路東	8/31 (金)	三世代 一緒に 阿弥陀様と ご縁づくり	明源寺	96名 (子ども49名)	多くの子どもが参加。校区の「ふれあい給食」の方々がスタッフとして協力。
11	淡路	12/23 (日)	皆で遊ぼうよ	浄光寺	31名 (子ども13名)	子育て支援体験学習として開催。
12	神戸東	2/24 (日)	なし	西方寺	100名 (子ども85名)	子どもの参加者が多く、スタッフ等の役割分担がしっかりなされている。
13	赤穂南	3/17 (日)	作った お念珠で お念仏しよう	永応寺	69名 (子ども45名)	多くの子どもが参加。 各寺院のスタッフや浜屋のスタッフも協力して開催している。
14	加古川	3/31 (日)	日帰り バス旅行	普光寺	66名 (子ども25名)	日帰りバス旅行として開催。 いちご狩りやお線香作りなど体験型の行程が組み込まれている。

# 兵庫教区 教化関係現況

2019年5月集約

	組名	寺院数	保育	スカウト	少年	仏青	仏婦	仏壯	寺婦	総代会	門推	ビハーラ		布教団員	
											人数	会	正		賛
1	阪神東	25		1	4		24	16	○	○	49	○	2		11
2	阪神南	24	4		3		11	3	○	○	1		3		6
3	阪神西	21	3		2	1	16	2	○	○	1			1	11
4	阪神北	21		1	4		21	8	○	○	4	△		1	3
5	神戸東	30	2		6	1	12	7	○	○			2	1	14
6	神戸中	28	1				24	3	○	○					12
7	神戸湊	21	2				15	2	○		8	○	4	1	10
8	神戸西	26		1	3	1	12	3	○	○			1		5
9	北摂	20			2		15	13	○	○	10	○		1	8
10	神明	22				1	22	8	○	○	17	○		2	7
11	淡路	9			2		9	9	○	○	18	○			2
12	播磨東	15			1		14	10	○	○	3				3
13	播磨中	21			1		17	6	○	○	9		1	1	6
14	多可	10			1		10	1	○	○	1	△			4
15	加古川	28	2		6	1	24	24	○	○	17	△	2		11
16	高砂	19	2		3		4	6	○	○	3		1	2	6
17	神崎	20						3	○	○	11	○	1		5
18	神姫	13			1		12		○	○	22	○			8
19	姫路東	16						1	○	○	2				5
20	姫路南	16	4		3		3		○	○			1		2
21	姫路中	21			1		7	4	○	○	12	○	2		9
22	姫路西	23	2		3			5	○	○	11		1	2	4
23	網干	24	6	1	5	1	23	20	○	○	27	○	1	1	11
24	揖龍東	19	2		2		12	1	○	○	36	○			13
25	揖龍西	26	2		4	1	16	15	○	○	57	○			7
26	新宮	14	1					2	○	○	3				3
27	赤穂南	13			6		13	11	○	○	31	○	2	3	4
28	赤穂北	21	1		5		16	13	○	○	71	○	2		12
29	宍粟	20		1	4		3	5	○	○	7	○	1		14
30	佐用	15			2		13	11	○	○	24	○			5
31	多紀	23				1	1	1	○	○			1		1
32	氷上東	17					4	4	○	○	15				3
33	氷上西	18			1		3	6	○	○	6				6
34	朝来	16	1				11	3	○	○	7		1		5
35	養父	16	1				2		○	○					3
36	出石	18			2		18	14	○	○	20	○	1		6
37	城崎	21			2		16	10	○	○			1		4
38	岡山南	19			3	1	10	4	○		17			1	6
39	岡山北	14			1		2	1	○	○	8			1	7
	その他	1	4	1	1		1	1						1	
	合計	764	40	6	84	9	436	256	(39)	(37)	528	(16)	31	19	262

\* 寺婦・総代会は組連盟結成状況      \* 門推の○～協議会結成組

その他教化関係団体～青年僧侶の会、特別法務員協議会、矯正教化連盟、講社連盟

## 2019 年度

### 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 事業計画

#### 1. 重点プロジェクトの推進 重点目標

##### ◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

###### (1)宗門重点プロジェクトの実践目標

<貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～> 一子どもたちを育むために一

①貧困問題の学びを深めるため学習会の開催  
組等の協議会の開催

②貧困問題に取り組む宗教者としてあり方の検討

- ・教区内・組・寺院等で活動されている取り組みの調査
- ・貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討
- ・教区災害備蓄品の有効活用について連携をはかる

※兵庫教区重点プロジェクト～19 頁参照

###### (2)兵庫教区重点プロジェクトの実践目標

災害対応：防災システム構築と充実

①防災システム（セコム安否確認メールサービス）を全寺院に登録するため組へ出向

②地震以外の災害においても防災システムの活用の検討

- ・防災担当者の防災システム取扱い研修会を実施
- ・教区ボランティアネットワーク構築のための研修会を実施
- ・組災害対策研修会の開催奨励

③防災意識を高める防災システムを利用した取り組み

④別院に備える災害対策備蓄品の購入

※兵庫教区重点プロジェクト～20 頁参照

#### 2. 「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括

##### ◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会との連携と推進状況の調査

(2)「組重点プロジェクト実施の奨励と取り組み内容の情報交換

※重点プロジェクト推進関係～52 頁参照

(3)「御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進研修会

①組同朋講座【僧侶・寺族部門対象】【一般部門対象】の全組での開催

※「御同朋の社会をめざす運動」研修会開催関係～55頁参照

3. 「御同朋の社会の実現」のための取り組み

◇【専門委員会】研修講師団運営委員会

(1)「御同朋の社会をめざす運動」推進組研修会への出講

(2)「御同朋の社会をめざす運動」公開研修会の開催・・・年2回

(3)教区研修講師団研修協議会の開催（随時開催）

(4)近畿同朋運動推進協議会との連携 ※会員研修会担当：兵庫教区

(5)差別解放運動団体との連携

(6)社会のあらゆる差別解消のための取り組み

①「部落差別解消推進法」等の啓発活動の展開

◇【専門委員会】同朋啓発研修委員会

(1)研修資料・教材の作成検討

4. 平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み

◇【専門委員会】非戦・平和推進検討委員会

(1)非戦・平和への取り組みの検討

①非戦・平和推進のための研修会の開催

②千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参拝・・・9月18日（水）

③非戦・平和推進の啓発活動の充実（映画上映会等）

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(2)ハンセン病問題の啓発活動

①リーフレットを活用したハンセン病問題の啓発活動

②長島愛生園・邑久光明園入所者交流会の開催

③長島愛生園・邑久光明園の宗教関係行事等の今後の展望の検討

(3)社会問題への取り組み

①ビハーラ活動の推進

②矯正教化活動への取り組み

③高齢社会に対するの宗教者としての取り組みの検討

## 5. 人材育成の取り組み

### ◇【専門委員会】連研委員会 ※別紙参照

(1)連研（門徒推進員養成連続研修会）の推進

①組連研開催の充実・推進・広報

※連研開催関係～71頁参照

全組での開催をめざして未開催、休止組への対応

②連研修了者大会の開催 6月29日（土）

③連研のための研究会の開催

④『新研修読本』を活用した研修会の開催

(2)門徒推進員の登録の奨励

① 門徒推進員中央教修の受講の奨励

門徒推進員登録数 全国 10,599名・兵庫教区 723名（教区連絡協議会 531名）

(3)中央実習終了者の人材の活用

### ◇【専門委員会】子ども若者ご縁づくり推進委員会

※子ども若者ご縁づくり推進委員会活動計画～49頁参照

(1)「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立

(2)ご縁づくりのための啓発資料の活用

(3)ご縁づくりの継承

### ◇【専門委員会】各教化組織代表者協議会

(1)各教化組織団体と連携

①教区統一の研修テーマの検討

②次代を担う念仏者の養成

③次代を担う僧侶・寺院子弟の養成

<教化団体・所属団体>

布教団・門徒推進員連絡協議会・門徒総代会・仏教壮年会連盟・仏教婦人会連盟

寺族婦人会連盟・仏教青年連盟・本派スカウトクラブ・少年連盟・保育連盟

ビハーラ兵庫・矯正教化連盟兵庫教区支部・特別法務員協議会・青年僧侶の会

## (2)特別行事・その他

- ①教区仏教婦人会連盟 2019 年度教区大会並びに結成 60 周年記念大会 6 月 27 日
- ②連区担当行事 布教団～布教使研修会 8 月 21 日～22 日
- 寺族婦人会連盟～寺族婦人研修会 10 月 8 日
- 講社～講社講員研修会 未定

## 6. いのちの尊さにめざめ・寄り添う取り組み

### ◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)阪神・淡路大震災総追悼法要 1 月 17 日 (金)

- ①阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修
- ②宗門学校生徒による震災・いのちに関する作文朗読
- ③1.17「いのち」を考える研修会の開催

### ◇【専門委員会】自死者追悼法要実行委員会

- (1)自死問題へ取り組む人材の養成
- (2)自死問題について考える研修会の開催
- (3)自死遺族のための自死者追悼法要の勤修

## 7. 過疎・過密地域への対応

### ◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・教区寺院振興対策委員会

- (1)過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討

## 8. 文書伝道の充実

### ◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)啓発資料の作成

- ①教区新報 HYOGO の発行  
発行回数年 4 回 発行部数 1 回 1,500 部
- ②教区新報『法』シリーズ (リーフレット) の発行・頒布普及  
発行回数年 3 回

【執筆者】おぼん…長岡大澄 (神姫組金蓮寺)

報恩講…天野真隆 (揖龍東組善導寺)

春彼岸…山西昭義（神戸湊組光明寺）

③教化資料等の配布の検討

(2)ホームページの機能充実、SNSの活用による情報提供

- ①寺院関係者へ行事・催し物情報をFacebookにて提供
- ②浄土真宗・神戸別院にご縁のなかった人へインスタグラムを利用したアピール
- ③ランディングページによる納骨所の情報提供
- ④終活コラムによる幅広いユーザーの獲得
- ⑤Googleアナリティクス・Juicerのタグを設置しアクセス解析による利便性の分析
- ⑥教務所・別院の各種申請用紙ダウンロード機能の充実
- ⑦行事・催し物情報の改善

9. その他

- (1)「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会
- (2)「御同朋の社会をめざす運動」教区常任委員会

以 上

# 2019 年度子ども・若者ご縁づくり推進委員会活動計画

## <活動方針>

手を合わせ お念仏よろこぶ 人生を！

## <目 標>

ご縁のある人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に会い、全世代が「お寺を居場所」としながら、全組で「子ども・若者ご縁づくり」の開催を目指して、手を合わせお念仏よろこぶ人生を歩むため、各教化団体との連携を図り、「子ども・若者ご縁づくり」を推進していくことを目標とする。

## <具体的施策>

### 1、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立

- ・サポーター研修会と連絡協議会の開催

日時：5月23日（木）午後より予定

会場：本願寺神戸別院

講師：中島 宏 師（九州遊びの研究所所長）

- ・各組における「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の奨励
- ・各教化団体との連携

震災支援「報恩講子どものつどい」への参画

日時：12月21日（土）

会場：本願寺神戸別院

### 2、ご縁づくりのための啓発資料の活用

- ・なもナモ検定の実施

日時：8月24日（土）13：30～

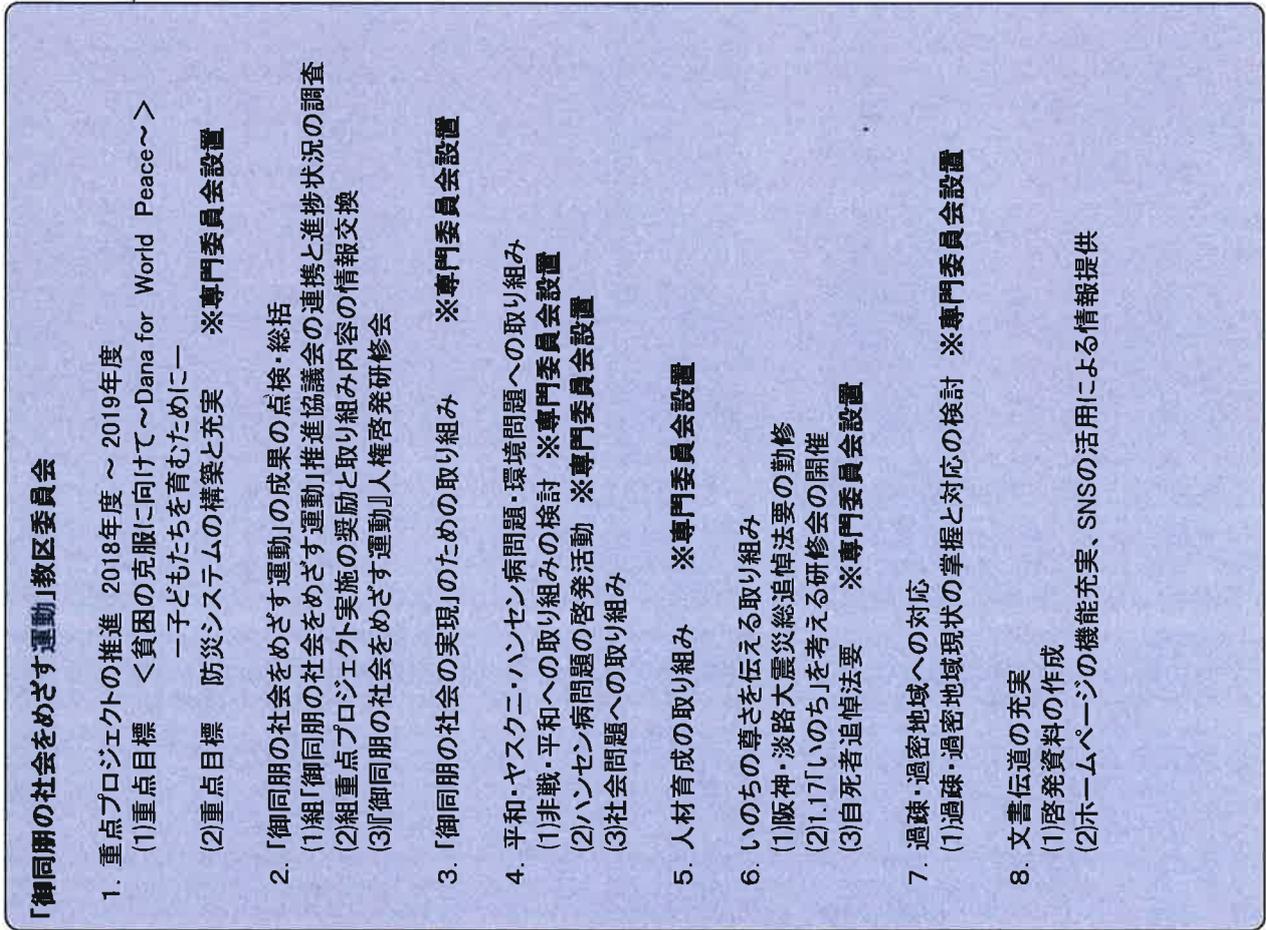
場所：本願寺神戸別院

- ・千問書（専門書）vol.1の活用促進と vol.2の作成

### 3、ご縁づくりの継承

- ・日曜学校・子ども会への入会呼びかけ及び修了生へのアフターケア
- ・若者向け行事の開催の検討

# 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 活動図



## 専門委員会

◆重点プロジェクトの推進 2018年度～2019年度  
 ※**専門委員会設置**  
 (1)重点目標 <貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～>  
 一子どもたちを育むために  
 (2)重点目標 防災システムの構築と充実

◆「御同朋の社会の実現」のための取り組み  
**研修講師団運営委員会**  
 (1)「御同朋の社会をめざす運動」公開研修会  
 並びに教区研修講師団研修協議会  
 (2)組同朋講座【僧侶・寺族部門】【一般部門】の開催  
 【「御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進研修会】  
**同朋啓発研修委員会**  
 (1)研修資料・教材の作成

◆平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み  
**非戦・平和への取り組みの検討専門委員会(仮称)**  
**長島愛生園・邑久光明園の宗教関係行事等の将来展望検討専門委員会(仮称)**

◆人材育成の取り組み  
**連研委員会**  
 (1)連研(門徒推進員連続研修会)の推進  
 (2)門徒推進員の登録の奨励  
**子ども若者ご縁づくり推進協議会**  
 (1)「子ども・若者ご縁づくり(キッズサンガ)」の支援体制の確立  
 (2)ご縁づくりのための啓発資料の活用  
**各教化組織代表者協議会**  
 (1)各教化団体と連携

◆いのちの尊さを伝える取り組み  
**自死者追悼法要実行委員会**  
 (1)自死問題への取り組みむ人材養成  
 (2)自死遺族のための自死者追悼法要の勤修

## 2019年度 各組助成金交付一覧

助成金対象の行事・事業		教 区	宗 派	合 計	備 考
一 般	教区費完納奨励 教化助成費	完納額 の5%	勸励要綱 にて	完納額 の5%	(教区)7月末日までの 完納組に対して
実践運動	組実践運動推進助成金		30,000	30,000	
	実践運動 組事務補助費		180,000	180,000	
	組重点プロジェクト 推進実施		20,000	20,000	報告書の提出
	組同朋講座 (僧侶・寺族部門)	30,000	5,000	35,000	報告書の提出 (出向者は教区より派遣) (研修課題を原則)  (但し1ヶ月以内に報告)
	組同朋講座 (一般部門)	30,000		30,000	報告書の提出 (出向者は教区より派遣) (研修課題による 研修が望ましい)
布 教 団	組布教大会	20,000		20,000	報告書の提出  (但し1ヶ月以内に報告)
	組青年布教使 布教大会	10,000		10,000	事前に申し込み (出向者は教区より派遣)  年度内6組まで先着
門徒総代会	組門徒総代 研修会	10,000		10,000	報告書の提出  (但し1ヶ月以内に報告)
連 研	組連研開催助成 (1期2年間の開催)	100,000 (1期/200,000)	(1期/20,000)		2年間12回を原則 (36時間以上) 計画・報告書の提出  宗派は1期に対して の助成金額 教区は1年ごとに 100,000円を助成
子ども若者 ご縁づくり	子ども・若者ご縁づくり (キッズサンガ) 開催助成	30,000		30,000	報告書の提出  (但し1ヶ月以内に報告)

## 2019年度 組重点プロジェクト推進助成金交付要項

1. 趣 旨 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進の一環として、組における重点プロジェクトの推進に資するため、各組が策定した実践目標の達成に向け活動を実施した組に対して助成金を交付するもの
2. 活動内容 各組の重点プロジェクトに基づく取り組み
  - ・各組で策定した実践目標の達成に向けた活動を企画、立案し、実施する
  - ・活動後、明らかになった課題や成果を確認し、次回以降の活動内容に反映する
  - ・各組での活動を原則とするが、2組・3組と合同で活動することもできる
3. 対象期間 2020年3月31日まで
4. 活動者 組内僧侶・寺族・門信徒や、これまで浄土真宗とご縁のなかった方
5. 助成金 1組あたり20,000円を交付する(1年度1回の交付)  
但し、3組以上合同実施の場合は、60,000円を限度とする
6. 事務手続 (1)組における事務
  - ・活動後に教務所へ「実施報告書<様式③>」を提出する(合同実施の場合にも各組より提出)  
※報告書は、概ね、活動後1カ月以内の提出を目処とし、2020年3月31日までに教務所へ提出する(2)教区における事務
  - ・組より提出の「実施報告書<様式③>」を精査し、月毎に取りまとめのうえ、所定の申請書式「助成金交付申請書<様式①>」・「実施報告一覧<様式②>」により、毎月、重点プロジェクト推進室に交付申請を行う  
※3月取りまとめ分については、2020年4月3日(金・必着)までに申請する
  - ・教区からの交付申請に基づき、重点プロジェクト推進室より月毎に教区宛助成金を交付する
7. 備考
  - ・教区においては、「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会等で、本要項の周知及び活動内容の情報交換や連絡調整を行う
  - ・提出された「実施報告書」を重点プロジェクト推進室において分析し活動事例として集約のうえ、本願寺ホームページ等で発信する
  - ・各組において、活動事例を参考としながら、宗門全体の活動がより充実したものとなるよう進める
8. 添付書類 (3)「実施報告書」<様式③>【組用】

以上

## 組 重点プロジェクト 実施報告書

参画寺院数	組内	カ寺中	カ寺	参 画 者 内 訳	門信徒	男性( )名・女性( )名
実 践 目 標					僧侶	男性( )名・女性( )名
					寺族	男性( )名・女性( )名
					その他	男性( )名・女性( )名

### 活動内容

＜実践目標達成に向けて取り組んだ内容を詳細にご記入ください。＞ ※参考資料があれば添付ください。

活動後の成果＜「目標に対する達成状況」、「改善策」、「次回以降の計画」を順に記入ください。＞

「目標に対する達成状況」

「改善策」

「次回以降の計画」

その他、特記事項等

上記の通り報告いたします。

組組長

印

※本報告書は、概ね、活動後1カ月以内の提出を目処とし、2020年3月31日までに提出ください。

＜様式③＞

## 兵庫教区 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 組重点プロジェクト推進のための協議会開催について

1. 趣 旨 新たに策定された「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 総合基本計画・重点プロジェクトに基づき、ご親教『念仏者の生き方』のお心をいただき、具体的な平和貢献策として取り組む、宗門重点プロジェクトの実践目標<貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～>—子どもたちを育むために—を推進するために、教区内各組において協議会を開催する。
2. 内 容 (1)説明並びに問題提起【1時間程度】
  - ①「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 総合基本計画・重点プロジェクトの改訂ならびにその取り組みについての報告
  - ②『念仏者の生き方』に学び行動するための平和貢献策としての重点プロジェクト実践目標<貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～>—子どもたちを育むために—について(2) 全体協議会【30分程度】

※組内で、すでに取り組みされている活動等について聞き取り合わせてさせていただきます。
3. 期 間 2019年度中開催とします。
4. 対 象 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 組委員会委員
5. 会 所 組内寺院・その他
6. 出 向 者 (1)「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 委員会常任委員等と担当事務局  
(2)上記で委員が出向できない場合事務担当職員
7. 経費負担 派遣にかかる交通費・日当は、教区が負担するものとする。
8. 出向依頼 原則として開催日の1ヶ月前までに教務所まで、ご連絡ください。
9. そ の 他 ブロックでの開催も可能ですのでご相談ください。

以 上

**「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会  
【僧侶・寺族部門】同朋講座 開催要項**

## 1. 趣 旨

宗門では、2012年度より「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）＜以下、「実践運動」＞と運動名称を改め、それまでの基幹運動の成果と課題を踏まえた、「実践運動」総合基本計画に基づき展開しています。

振り返りますと1983年の差別墓碑・差別法名・過去帳の調査によって、過去帳の差別記載が明らかとなり、教団全体の取り組みとして1992年4月から「基幹運動推進僧侶研修会」が実施されました。以降、宗門の組織機構の変更に伴い、名称は変えながらも2017年で25年を迎えました。

また、2012年の安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」によって、本研修会当初から課題とされていた、差別の現実に向き合い、親鸞聖人のみ教えを現実社会の中でいかに発揮するかという「教学的な課題」に対する取り組みの必要性が改めて確認されました。このたび、この課題に取り組んでいただくための参考資料として『み教えと差別の現実』を作成いたしました。この冊子を活用した研修会の開催が望まれます。

専如門主は、ご親教『念仏者の生き方』において「仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみにするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯努力させていただく人間になるのです」と具体的な生き方をご教示くださいました。

ご親教のお心を体して、「実践運動」総合基本計画には、「現代社会は、人と人との関わりが希薄になり、人々は様々な価値観の違いにより、互いに対立し時に傷付け合っています。私たち念仏者は、立場の違いを認めつつ、誰もが排除されることのない社会をめざしていかなければなりません」と現代の苦悩に向き合いつつ、御同朋の社会をめざしていく有りようが示されています。

2019年度は「『念仏者の生き方』に学び、行動する」を宗務の基本方針とし、注力項目の一つに「宗門として取り組むべき諸課題の学びと対応」を掲げています。

本研修会は、「実践運動」総合基本計画の策定趣旨に基づき、宗務の基本方針を踏まえ、宗門における人権・差別問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深め、僧侶としての課題に繋げていきたいと思えます。

私たちの周りにある社会問題や意識の多様化から起こる人権の課題に対して、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

## 2. 研修課題

### ① 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないため『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を利用し研修を行なう。

### ② み教えと差別の現実について

参考資料『み教えと差別の現実』を用いて、改めて經典における用語を通して差別問題を学ぶ。（女人往生、根欠、梅陀羅 等）

### ③ 教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について

＜参考例＞  
(1) 同和問題（部落差別解消推進法） (2) 外国人差別（ヘイトスピーチ解消法）  
(3) 障害者問題（障害者差別解消法） (4) ハンセン病問題  
(5) 性的マイノリティ (6) 災害と人権 (7) 非戦・平和

3. 開催期間  
2019年度内の開催とします。(出来るだけ年内に開催ください)
4. 開催場所  
組内寺院・その他
5. 開催方法  
組で協議・相談のうえ、課題①～③の課題の中から選定いただき取り組んでください。  
特に今年度は課題②「み教えと差別の現実について」は、参考資料が作成されておりますので取り組んでいただきますようお願いいたします。  
○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。  
○全僧侶への周知案内に留意ください。

6. 講師出講制度について

[1] 教区・組内の講師

各組組長が推薦し教務所長が委嘱した講師団から選定する。但し、推薦された講師は事前に『教区研修講師研修会』を受けたもので、組からの依頼により講師名簿から教務所が研修テーマにあった講師を派遣する。

[2] 一般財団法人同和教育振興会の講師斡旋【研修課題①・②の研修を行う場合】

- 同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、講師にかかる交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側(教区又は組)の負担となります。尚、講師の指定は出来ません。

《※同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて》

- 別紙申請書<様式④> (同和教育振興会宛提出用) を利用ください。
- 原則として、開催日の2ヶ月前迄に申請を行うものとします。
- 都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定してください。
- 研修会開催日から1ヶ月以内に、別紙報告書<様式⑤>を同和教育振興会宛提出ください。

[3] 宗派からの講師派遣制度の利用【研修課題③の研修を行う場合】

- 「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)人権啓発推進僧侶研修会」とする場合で研修課題③の「人権・差別問題」に関する研修会として実施される場合にのみ講師派遣制度の対象となります。
- 重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」を利用することができます(別様式)。<派遣経費は宗派負担の場合、教区助成金は交付いたしません。宗派助成金5千円のみとなります。>
- テーマ及び出向日程については重点プロジェクト推進室を通じて予めご相談ください。
- 伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣致しますので宗務の都合等により要請に応じられない場合もあります。

7. プログラム

基本日程(案)【150分設定】

時間配分	プログラム	備考
15分	開会式 *勤行 *挨拶	趣旨説明含
60分	問題提起	講師
35分	話し合い(班別討議)	座長・記録
5分	休憩	
30分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *まとめ	討議司会 講師
5分	閉会式 *挨拶	

※参加人数により内容を変更することも可能です。

## 8. 助 成 金

研修課題①～③いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付します。

- (1) 研修会終了の組へ1回に限り助成金を交付します。
- (2) 組開催に対して宗派5千円・教区3万円を助成します。

## 9. 開催後の事務手続き・報告書の提出について

### (1) 組における事務

※原則として開催日の1ヶ月以内に教務所・特区事務所へ「報告書(様式③)」を提出ください。

※特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出ください。

※研修会のレジュメ等提供可能な資料教材がある場合は提出ください。

※報告書は、2組以上の合同開催の場合も各組より提出してください。また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、人権・差別に関する意見・感想を詳細に記入してください。

### (2) 教区における事務

※組より提出の「組開催報告書(様式③)」を取りまとめのうえ、所定の申請用紙「助成金交付申請書(様式①)」「教区開催報告一覧(様式②)」を用いて、月ごとに社会部<人権問題担当>に提出し、交付申請を行う。

※報告書は合同開催の場合も含めて、各組より提出のこと。【**報告書は必ず提出ください。教区にフィードバック致します**】

#### <注意事項>

※年度、一括の交付申請は認められない。

※開催日より3ヶ月を超えて交付申請のあった場合は、交付されない。

## 10. 研 修 資 料

- (1) 「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子
- (2) 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の扱いについて」
- (3) 身元調査拒否リーフレット(寺族向け・門信徒向け)
- (4) 人権啓発推進僧侶研修会参考資料『み教えと差別の現実』
- (5) 同朋運動ブックレット②『経典と差別』(同和教育振興会発行)
- (6) 教区で独自に選定・作成した資料
- (7) 2016年宗報3月号、6月号、9月号、11・12月号、2017年2月号  
2017年宗報6月号、9月号、11・12月号、2018年2月号  
2018年宗報6月号、9月号、11・12月号、2019年2月号  
(研修課題③にかかる参考資料)  
※上記の(2)(3)(7)の資料については、パソコン等でインターネットにて「浄土真宗本願寺派」「人権」と検索ワードを入れて検索するとダウンロードできます。

## 11. 添 付 書 類

- (1) 「研修会報告書」 <様式③>

以 上

《様式③》

( ) 組「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」人権啓発推進僧侶研修会報告書

組名	組 (ヶ寺)		会場	
開催期日	月 日 (曜日)		参加寺院数	ヶ寺
開催時間	時間 分 ( : ~ : )		参加者内訳	男性 ( )名
研修課題	<input type="checkbox"/>	①過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について		女性 ( )名
	<input type="checkbox"/>	②経典から学ぶ差別の現実について		住職 ( )名
	<input type="checkbox"/>	③教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について		衆徒 ( )名
研修講題				
講師(役職)	( )		その他 ( )名	男性( )名・女性( )名
研修形式	<input type="checkbox"/> 講義(問題提起)と班別話し合い法座・まとめ <input type="checkbox"/> 講義と全体話し合い(質疑応答含む) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
研修内容について、事前打合せをしましたか？			<input type="checkbox"/> 打合せをした <input type="checkbox"/> 特にしていない	

※□欄にチェックしてください。

研修日程			
時間	日程	時間	日程
:		:	
:		:	
:		:	
:		:	

資料教材	※使用された資料教材があればご記入ください。(教区や組独自で作成したものを含む)

◆開催後3ヶ月を超えて社会部へ交付申請のあった場合は、助成金が交付されませんので、予め、ご了承ください。

◆教区より社会部へ交付申請する手続きの関係上、できる限り1か月以内に教区へご提出ください。

◆研修内容把握のため、提供できる資料教材があれば、添付してください。

(裏面へ)

研修内容の概略（箇条書きでご記入ください。）

研修をふりかえって（研修を受けて感じた、人権・差別に関する意見・感想及び今後の課題・特記事項）

上記の通り報告いたします。

月 日

組組長

印

《様式④》

兵庫教区 『御同朋の社会をめざす運動推進 [ 僧侶・寺族部門 / 一般部門] 同朋講座 』

### 事前開催報告書【FAX送信用】

組名	組 (ヶ寺)	会場	
開催期日	月 日 (曜日)	資料請求部数	部
開催時間	時間 分 ( : ~ : )		
研修テーマ		講師	教区より派遣
研修形式	<input type="checkbox"/> 講義(問題提起)と班別話し合い法座・まとめ <input type="checkbox"/> 講義と全体話し合い(質疑応答含む) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
※ <input type="checkbox"/> 欄にチェックしてください。			
資料教材 (使用される教材があればお知らせください。)			
備考欄			
上記の通り報告いたします。			
_____ 組長			

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)  
**研修会講師派遣等にかかる対応について(実施要項)**

1. 目的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の推進にあたり、連区、教区(特区)並びに組等における「実践運動」及び「重点プロジェクト」に関する研修会への講師派遣等について対応するもの
2. 期間 2019年4月1日～2020年3月31日
3. 対象 連区、教区(特区)、並びに組等が主催する研修会等(教化団体含む)
4. 対応内容 (1)伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣(宗務所員で対応可能な内容については、可能な限り調整するが、宗務の都合等により要請に応じられない場合もある。講師の指名は不可)  
(2)宗務所員以外の宗派内講師の紹介、調整  
(3)宗派外講師の紹介、調整
5. 経費負担 上記(1)の場合  
派遣にかかる交通費・宿泊費・日当は、宗派が負担するものとし、主催者からの謝礼は辞退する  
上記(2)・(3)の場合  
招請にかかる経費は、主催者側が負担
6. 事務手続 **【組が主催の場合は①から、連区、教区(特区)の場合は②から】**  
①当該教区教務所(特区事務所)へ連絡  
②教務所(特区事務所)より重点プロジェクト推進室へ連絡  
③推進室において調整のうえ、結果を教務所(特区事務所)へ連絡  
〈上記(1)の場合〉  
④教務所長(特区事務所長)名にて総局宛申請書を推進室へ提出  
〈上記(2)・(3)の場合〉  
④詳細について、主催者側から講師へ連絡
7. 申請期限 原則として、開催日の1ヵ月前までに申請を行うものとする
8. 申請様式例 別紙様式参照 ※上記(1)の場合
9. 備考 宗務の都合等により要請に応じられない場合もあるので、派遣希望日を2案以上設定ください

**尚、宗門重点プロジェクト実践目標(貧困の克服にむけて)に関する研修会については、全教区(特区)・組が同一の実践目標を定めるため、連区・教区のみ講師派遣制度適用可能とさせていただきますのでご了承ください。**

以上

# 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

## 人権啓発推進僧侶研修会講師派遣ご案内

日頃より、当同和教育振興会の運営にご尽力を頂いておりますこと、厚く御礼申しあげます。

さてご周知の通り、当一般財団法人同和教育振興会は、親鸞聖人の平等の精神に基づいて、部落差別の解決に寄与することを目的としており、特に宗教と部落差別に関する研究調査・啓発活動を行う団体です。

また研究調査・啓発活動のほか、講師団を結成し、同朋運動出前講座(別途要項有)などの講師派遣の事業も行っております。

2019年度、宗派と提携し、下記内容にて講師派遣の事業を行うことになりましたので、ご案内いたします。内容をご覧頂き、ぜひご利用ください。

一般財団法人同和教育振興会

### 記

#### <講師派遣内容>

##### 研修課題

- (1) 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について
- (2) み教えと差別の現実について

#### <派遣費用>

- 会場までの交通費については当会にて負担
  - 講師謝礼・宿泊費(交通機関の当の都合上、研修会日程上宿泊費が必要な場合)については主催者側負担
- ※原則、当日出発・当日帰着可能な講師を選任いたします

#### <派遣先>

- 教区・組に出講いたします。僧侶研修会にご利用ください。
- なお原則、各箇所、年度内1回のご依頼とさせていただきます。

#### お申し込み方法

社会部人権問題担当へご連絡ください。ご連絡後、折り返し当会よりご連絡させて頂き、申請書を教区を通して、提出頂いてお申し込みとさせていただきます。(FAX可)

お申し込み後、当会にて当会の関係者の中より講師をご紹介します。

講師の指定はできかねますので、ご了承ください。

講師決定後、ご担当者様にご連絡いたします。ご担当者から講師に直接ご連絡頂き、内容・日程の確認をお願いいたします。研修会終了後、別途報告書にご記入いただき、当会にご返送くださいますようお願いいたします。

- 予算の都合上、予算に達するご依頼を頂いた時点でお申し込みを締め切らせて頂きますことをご了承ください。

- 急な日程の場合等で講師をご紹介します場合、また遠方からの紹介となります場合がございます。

研修会開催2か月前までにはお申し込みくださいますようお願いいたします。

- なお事情により、研修会が中止・変更となる場合、至急講師、また当会へのご連絡をお願いいたします。

#### 報告書の提出

- 開催後2ヶ月以内に下記まで「報告書(様式⑤)」を必ずご提出ください。

〒600-8229 京都市下京区油小路通七条上る米屋町167番地  
本願寺同朋センター内 TEL075-343-5047 FAX 075-342-2793  
e-mail aat67780@par.odn.ne.jp

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)  
人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書

- 研修課題(いずれかに○をご記入ください)  
 (1) 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について  
 (2) み教えと差別の現実について

- 開催日時 (候補日:数日お聞かせください)

①	②	③	④
月 日	月 日	月 日	月 日
: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :

- 開催場所 \_\_\_\_\_ ( 教区 組)  
 【住所】

【電話番号】

【最寄り駅】

- 研修会名

- 対象者

- 参加人数(概算)

\_\_\_\_\_ 名程度

フリガナ

申込み団体( 教区 組)

代表者名前

印

連絡先(住所)	
ご担当者様名)	
電話番号)	FAX番号)
E-mail	年 月 日申込み

以上、講師派遣の申込みをいたします。

教務所確認 印 (個人印 可)	
--------------------	--

## 兵庫教区

### 『御同朋の社会をめざす運動推進』一般部門 同朋講座 開催要項

1. 目的. 門信徒一人ひとりが、自らが差別の現実に向き合い差別をなくしていく取り組みに参画し御同朋の社会をめざすことを目的とする。
2. 名称 ( )組「御同朋の社会をめざす運動推進 一般部門 同朋講座」
3. 主催. 教区及び実践運動組委員会とするが、実施については開催組担当とする。
4. 課題. 差別の現実に学ぶ  
(1)部落差別 (部落差別解消推進法等) (2)民族差別 (ヘイトスピーチ解消法等) (3)障がい者差別 (障害者差別解消法等) (4)ハンセン病差別 (ハンセン病問題基本法等) (5)性的マイノリティー (6)非戦・平和
5. 開催. 組おける取り組み  
①研修会スタッフを構成し、組における研修課題を協議し内容を決定する  
②講演方式ではなく、「話し合い法座」を中心とするものであることを徹底する  
③参加者への周知に留意し宗派並びに教区作成の教材に基づき参加者への趣旨徹底を図る
6. 対象. 門徒総代、仏婦・仏壮・門推などの教化団体会員、門信徒等を対象とする。
7. 講師. 各組組長が推薦し教務所長が委嘱した講師団から選定する。但し、推薦された講師は事前に『教区研修講師研修会』を受けたもので、組からの依頼により講師名簿から教務所が研修テーマにあった講師を派遣もしくは、教務所長が認めたものとする。
8. 教材.  
①「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子  
②「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」  
③身元調査拒否リーフレット (寺族向け・門信徒向け)  
④教区で独自に選定・作成した資料  
⑤2016年宗報3月号、6月号、9月号、11・12月号、2017年2月号  
2017年宗報6月号、9月号、11・12月号、2018年2月号  
2018年宗報6月号、9月号、11・12月号、2019年2月号  
※上記の②③⑦の資料については、パソコン等でインターネットにて「浄土真宗本願寺派」「人権」と検索ワードを入れて検索するとダウンロードできます。
9. 報告書. 教務所長に提出する。◇開催報告書 (事前【1ヶ月前】・事後)・参加者名簿 (組長)  
◇出講報告書 (講師)

10. プログラム. 時間配分は原則として次の通りとする。

※『ふりかえりの時間』研修会を通じて、気付いたこと、感じたこと良かったなどことや反省点など、研修会全体をふりかえる時間を持つようにしてください。

※一般部門では参加者が多数のため、話し合い法座が会場等の関係で困難な場合、全体協議会で、十分な時間をとるなどの配慮をお願いいたします。

時間配分	プログラム	配役
15分	開会式 開式の言葉 勤行 組長挨拶	司会者 会所住職 組長
60分	問題提起	講師
40分	話し合い(班別討議)	座長・記録
5分	休憩	
30分	話し合い報告 全体協議 ふりかえりの時間 まとめ	討議司会 講師
10分	閉会式	

11. 開催助成金. 報告書に基づき教区より3万円を助成する。

以上

《様式③》

( ) 組「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」推進研修会 報告書

【実践目標：御同朋の社会の実現 一般部門 同朋講座】

組名	組(ヶ寺)	会場		
開催期日	月 日(曜日)	参加寺院数		ヶ寺
開催時間	時間 分( : ~ : )	参加者内訳	門信徒( )名	男性( )名、女性( )名
研修テーマ			参加者名簿を添付してください【別紙添付】	
講師(役職)	( )		僧侶( )名	男性( )名、女性( )名
案内方法	<input type="checkbox"/> 門信徒個人宛 <input type="checkbox"/> 寺院宛 <input type="checkbox"/> その他( )			
研修形式	<input type="checkbox"/> 講義(問題提起)と班別話し合法座・まとめ <input type="checkbox"/> 講義と全体話し合い(質疑応答含む) <input type="checkbox"/> その他( )			
「一般部門同朋講座」について、研修会にて組主催者(組長、副組長、教区委員会委員等)で趣旨確認をしましたか？		<input type="checkbox"/> 趣旨確認をした <input type="checkbox"/> 特にしていない		
研修内容について組主催者で事前打合せをしましたか？		<input type="checkbox"/> 打合せをした <input type="checkbox"/> 特にしていない		
※ <input type="checkbox"/> 欄にチェックしてください。				
研 修 日 程				
時 間	日 程	時 間	日 程	
:		:		
:		:		
:		:		
:		:		
資 料 教 材      ※使用された資料教材があれば記入するか <input type="checkbox"/> 欄にチェックしてください。				
◆一部提供できる資料教材があれば、添付してください。				(裏面へ)

研修内容の概略（箇条書きでご記入ください。）

研修をふりかえって（意見・今後の課題・特記事項など）

上記の通り報告いたします。

組長 \_\_\_\_\_ 印

組 御同朋の社会をめざす運動推進研修会参加者名簿

【僧侶・寺族部門】・【一般部門】

No.	所属寺	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

## 2019年度「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 推進協議会 開催要項

1. 目的 ご親教「念仏者の生き方」をもととし、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に向け、門信徒と僧侶が積極的に現実の課題と向き合い、協議することを目的とする。
2. 開催期間 2019年4月1日～2020年3月31日
3. 開催場所 組内寺院、教務所(別院・教堂)、沖縄県宗務事務所、その他。
4. 参加対象者 門信徒(門徒推進員、教化団体役員等)、僧侶、寺族。
5. 協議内容 (1) ご親教「念仏者の生き方」を読み、学びの場とする。  
(2) 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)宗門重点プロジェクトの実践目標<貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～>一子どもたちを育むために一について協議する。  
(3) 宗門重点プロジェクトの実践目標における課題を共有し、教区、組の実践運動推進委員会へ提言する。  
※当該協議会は各組での開催を原則とするが、地域的な諸事情を考慮し2組・3組と合同で開催することもできる。
6. 事務手続き (1) 組は開催後1ヵ月以内に教区へ「開催報告書《様式②》」を提出する。
  - ・開催報告書については合同開催の場合も、必ず各組より提出のこと。
  - ・2020年3月末日までに提出のこと。(2) 教区は組より提出された開催報告書を取りまとめのうえ門信徒教化部へ提出する。また開催報告書を教区にて複写し、各組に配布し、共有する。

以 上

組「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進協議会 開催報告書

参加寺院数	組内	ヶ寺中	ヶ寺	参加者内訳	門信徒	女性( )名・男性( )名
開催日時	月 日( ) 時～時				住職	女性( )名・男性( )名
会場					坊守	女性( )名・男性( )名
問題提起者					寺族・衆徒	女性( )名・男性( )名
話し合い内容					その他	女性( )名・男性( )名
時間配分	問題提起	( )分	話し合い法座	( )分	班発表・全体協議 まとめ	( )分

問題提起内容

話し合いにより見出された、方向性・具体的な取り組みなどについて記入ください	
具体的な内容	門信徒の意見
<方向性>	
<具体的な取り組み>	
<その他、気づいたこと>	

上記の通り報告いたします。

組組長 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※開催後、1ヵ月以内に教務所までご提出ください。

# 連研開催報告書

教 区	組 名	寺号（寺院連研）・ブロック	期 数
			期
種 別	1. 組連研（参加寺院ヶ寺） 2. 寺院連研（ヶ寺）		
開催期日	年 月 日から 年 月 日		
実 施 方 法	1. 会 場 ①持ち回り（ヶ寺） ②固定		
	2. 講 師 ①組内講師（名） ②教区内講師（名） ③教区外講師（名） ④その他（名）		
	3. 開催方法 ①開催回数（回） ②開催時間（1回につき約 時間・合計 時間）		
	4. スタッフ会議 ①事前会議 あり（各回毎・その他[ ]）・なし ②反省会 あり（各回毎・その他[ ]）・なし		
	5. 使用教材 ①連研ノート（A・B・C・D・E） ②組・教区作成資料（ ） ③そ の 他 〔 〕		
	6. 参 加 者 ①初回参加者数（男性 名・女性 名 合計 名） ②修了者数（男性 名・女性 名 合計 名） ③修了者年齢〔～19歳 名・20代 名〕 〔30代 名・40代 名〕 〔50代 名・60歳～ 名〕 ④参加者層〔①はじめての人が中心・②聞法を重ねた人が中心〕 〔③寺院役員（責役・総代等）・④仏教壮年会員〕 〔⑤仏教婦人会員・⑥仏教青年会員・⑦その他〕 <small>※当てはまる項目 全てにチェック をつけて下さい</small>		
以上、連続研修会を開催いたしましたのでご報告いたします。			
_____年 月 日 組 連研担当者 印			
_____年 月 日 組 組 長 印			
_____年 月 日 教区 教務所長 印			

## 連研実施内容報告書

教 区		組 名	寺号・ブロック名	期 数
回数	開 催 日	会 場	テ ー マ (内容)	講 師 名
1	月 日 ( )			
2	月 日 ( )			
3	月 日 ( )			
4	月 日 ( )			
5	月 日 ( )			
6	月 日 ( )			
7	月 日 ( )			
8	月 日 ( )			
9	月 日 ( )			
10	月 日 ( )			
11	月 日 ( )			
12	月 日 ( )			
	月 日 ( )			
備考				



\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

兵庫教区教務所長  
杉本 正信 様

\_\_\_\_\_組 組長\_\_\_\_\_印

連研担当者\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年度組連研助成金交付申請

標記について、下記の通り申請いたします。

記

1、助成金申請金額 金100,000円也

2、実施報告〔\_\_\_\_\_年度〕

回数	開催期日	テ ー マ ( 内 容 )
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
受講者・修了者人数	受講者( 名) 修了者( 名)	

以 上

## 組における子ども・若者ご縁づくり キッズサンガ 開催要項

1. 目 的 ご縁のある大人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に会い、全世代が「お寺を居場所」とするために、手を合わせお念仏よろこぶ人生を歩むための取り組みとして、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」を各組において積極的に推進することを目的とする。
2. スローガン 手を合わせ お念仏よろこぶ 人生を！
3. 内 容 阿弥陀さまとのご縁づくりができる内容とする。
4. 名 称 「〇〇組子ども・若者ご縁づくり」または「〇〇組キッズサンガ」の語句を入れた名称にする。
5. 主 催 組を中心として実施されるように努め、組長・組サポーターや教化団体と連携して開催されることが望ましい。
6. 参加対象 組内及び地域の子ども・若者・大人
7. 報 告 書 開催後、1ヶ月以内に組長を通して報告書を提出する。
8. 開催助成金 報告書に基づき1ヶ年度につき3万円を助成する。

以 上

組子ども・若者ご縁づくり(キッズサンガ) 開催報告書

参加寺院数	ヶ寺	参加者内訳	子ども	名
開催期日	月 日( ) 時から		大人	名
	月 日( ) 時まで		スタッフ	名
会場			合計	名
行事名称		サブテーマ		

開催内容・日程 (案内チラシやパンフレット、写真があれば添付してください。)

開催後の所感	参加者の様子
<組長所感>	

上記の通り報告いたします。

年 月 日

組組長

印

※開催後、一カ月以内に教務所までご提出ください。

# 《 》組門徒総代会研修会報告書

標記の件、下記の通り研修会を開催いたしましたので、報告並びに助成金申請いたします。

年 月 日 \_\_\_\_\_ 組 組長 ⑩

総代代表 ⑩

研修会名		期 日	年 月 日( )
会 場		参加者数	総代 名、住職・他 名
講 師		資 料	別 紙 添 付
講義内容			
問題点 課 題			
所 感			

※開催1ヶ月以内に教務所宛ご報告ください

## 兵庫教区「組布教大会」開催要項

1. 趣 旨 浄土真宗のみ教えを実践運動をふまえて、組内の門信徒にひろく宣布するため、組主催の布教大会を開催する。
2. 大会名 ○○○組布教大会
3. 主 催 兵庫教区各組
4. 会 所 組内寺院（または、礼拝設備のある施設）
5. 出 講 者 組で選定された布教使  
※出講者の内 1 名は兵庫教区布教団員を含む
6. 報 告 書 開催 1 ヶ月以内に、教区布教団事務局あて開催報告書を提出する。
7. 助 成 金 開催報告書提出に基づき、教区布教団から 1 組につき、2 万円を交付する。（年度 1 回限り）

以 上

年 月 日

兵庫教区布教団長殿

組組長

印

## 組 布 教 大 会 報 告 書

下記の通り、報告いたします。

記

開催期日		会 所	
出講者名			
参拝者数	_____名 男性( )名、女性( )名	組内僧侶 出席者	
日 程			
経 費			
組長意見			

※開催後1ヶ月以内に教務所宛てご報告ください

## 2019 年度「組青年布教使布教大会」開催要項

1. 趣 旨 浄土真宗のみ教えをひろく宣布し、次代を担う人材の育成に資するため、教区内各組において青年布教使（45 歳未満・布教使任用 5 年未満）を中心とした布教大会を開催する。
2. 大会名 ○○○組青年布教使布教大会
3. 主 催 開催組ならびに教区布教団
4. 会 所 組内寺院（または、礼拝設備のある施設）
5. 出 講 者 教区布教団より派遣の青年布教使（45 歳未満・任用 5 年未満）2 名と引率布教使 1 名。
6. 基本日程 13：00～13：20 開会式（勤行、組長挨拶）  
13：20～14：00 布教 1（青年布教使 40 分）  
14：00～14：10 休 憩（10 分）  
14：10～14：50 布教 2（青年布教使 40 分）  
14：50～15：00 休 憩（10 分）  
15：00～15：40 布教 3（引率布教使 40 分）  
15：40～16：00 閉会式（組担当者挨拶、恩徳讃斉唱）
7. 開催対象 年度 6 組程度  
※1 組につき年度 1 回までの開催とします。
8. 開催期間 2019 年 6 月 1 日～2020 年 2 月末日  
※出講依頼の関係上、必ず開催 2 カ月以上前に申込ください。  
※期間内に開催ください。
9. 申込方法 所定の「開催申込書」にて組長を通じ教務所までお申し込みください。  
※開催定数（6 組）に達し次第受付を締め切ります。（先着順に受付）  
※申込み多数の場合、布教団長・副団長協議の上開催組を決定致します。
10. 留意事項 大会の運営（調声・司会進行など）は組担当者にて行ってください。  
別院法要期間・彼岸期間・盆期間・年末年始の開催はご遠慮ください。  
事務局出向並びに出講者依頼の関係上、開催日の調整をお願いする場合があります。
11. そ の 他 出講者への御礼は布教団にて負担いたします。  
大会当日、組へ 1 万円の助成金をお渡し致します。
12. 問合せ先 兵庫教区教務所 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 8-1-1  
TEL:078-341-5949 FAX：078-341-8526

以 上

年 月 日

兵庫教区布教団長殿

(組 長) \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_組青年布教使布教大会開催申込について (申請)

今般、標記大会について下記の通り開催の申込をいたします。

記

開催希望日	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
会 場	会 場 名	
	住 所	〒 _____
	電話番号	TEL _____
担当者連絡先	担当者氏名	
	住 所	〒 _____
	電話番号	TEL _____ 携帯 ( ) _____
日 程		
備 考		教務所収状印

※開催2か月前までに兵庫教区教務所宛てお申込みください。

以 上

# 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則

〔平成24年2月10日〕  
〔宗則第14号〕

改正 平成26—宗則 7  
平成27—宗則 6  
平成27—宗則11

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 重点プロジェクト（第3条・第4条）
- 第3章 実践運動の推進体制（第5条）
  - 第1節 中央委員会（第6条—第11条）
  - 第2節 教区委員会（第12条—第16条）
  - 第3節 組委員会（第17条・第18条）
- 第4章 連区の実践運動（第19条・第20条）
- 第5章 補則（第21条・第22条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この宗則は、宗制に掲げる基本理念を体し、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、宗門全体のものとするを理念として推進し、その成果を挙げるため、これに必要な推進体制を整備することを目的とする。

#### （「御同朋の社会をめざす運動」の推進）

第2条 前条の規定による活動を「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）という。

2 総局は、基幹運動推進委員会設置規程（平成14年宗則第14号）による基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進の成果を踏まえ、宗務部門組織規程（平成24年宗則第12号。以下「組織規程」という。）第2条の規定に基づき、実践運動の推進をすべての宗務の基本理念とし、その総合基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、各宗務部門をして、これを強力に推進するものとする。

3 実践運動は、総局を中心とする中央、地方の一貫した体制のもと、宗門を構成するすべての者が参画し、かつ実践する運動として推進されなければならない。

### 第2章 重点プロジェクト

#### （重点プロジェクトの策定）

第3条 総局は、基本理念に基づく宗務の具体的な実践目標を定め、これを「重点プロジェクト」として、計画的かつ強力に推進するものとする。

2 重点プロジェクトは、宗門内外の現状や歴史認識、人々の意識、信仰形態などの調査、分析及び議論に基づいて、総局が策定する。

3 総局は、前項の規定による重点プロジェクトの策定にあたり、各宗務部門その他関係機関に、必要な調査研究を指示するとともに、広く意見聴取を行うものとする。

(重点プロジェクトの推進)

第4条 総局は、重点プロジェクトの達成目標とその期限などを定め、実践運動として実効性ある推進を図るため、宗門関係者に周知するなど必要な措置を講じるものとする。

### 第3章 実践運動の推進体制

(設置)

第5条 第2条の規定により、総局のもとに、中央には「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）を、教区には「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）を、組には「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）を、それぞれ設ける。

2 前項のほか、沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）に、「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「沖縄委員会」という。）を設ける。

3 前2項のほか、開教区及び開教地に、それぞれ「御同朋の社会をめざす運動」委員会（以下「開教地区委員会」という。）を設けることができる。

#### 第1節 中央委員会

(所掌事項)

第6条 中央委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一 実践運動の総合計画及び年度ごとの重点プロジェクト推進計画（以下「推進計画」という。）について協議すること。

二 実践運動の成果を点検、総括すること。

三 各宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会（以下この宗則においては「沖縄委員会」を含む。）等からの意見具申及び一般社会の諸課題について協議すること。

四 総合計画及び推進計画に関連して、総局が指示した事項について協議すること。

五 教区委員会及び組委員会の実践運動の推進状況について協議すること。

六 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第7条 中央委員会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会を代表する者について、総長が委嘱す

る。

3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。

4 委員は、総局の総合計画、推進計画及びその達成率に関する指示、評価を、所属する機関、団体及び各教区委員会に周知するとともに、実践運動及び重点プロジェクトの推進に当る。

(委員長及び副委員長)

第8条 中央委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員のうちから総長が指名する。

2 委員長は、中央委員会の議事を主宰し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代行する。

(常任委員会)

第9条 中央委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから総長が指名する10人以上15人以内の常任委員で組織する。

3 常任委員会は、中央委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第10条 中央委員会及び常任委員会は、総長が招集する。

(意見の聴取など)

第11条 中央委員会及び常任委員会に、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。

2 開教地区委員会の代表者は、総長の承認を得て、中央委員会に出席し、意見を述べることができる。

## 第2節 教区委員会

(所掌事項)

第12条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一 教区(以下この宗則においては「沖縄特区」を含む。)における総合計画及び推進計画について協議すること。

二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。

三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。

四 組委員会その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議す

ること。

五 実践運動の推進について、中央委員会に意見具申すること。

六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。

七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第13条 教区委員会は、委員若干人で組織し、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。

2 第7条第3項の規定は、教区委員会の委員の任期について準用する。この場合において、当該教区にやむを得ない事情があるときは、委員の任期の制限に関する規定にかかわらず、教務所長の進達により、総長の承認を得て、措置することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第14条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者について、総長が委嘱し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(区令の制定)

第15条 前3条に定めるほか、教区委員会の組織、運営その他必要な事項については、第7条第2項の規定による中央委員会の組織基準に準じ、それぞれの教区の特殊性及び実情に応じて、必要な事項を区令で定めるものとする。

(事務担当)

第16条 教区委員会の事務は、当該教区の教務所で担当処理する。

### 第3節 組委員会

(組委員会)

第17条 組委員会は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

(準用規定)

第18条 前節の規定中、所掌事項及び組織に関する事項（但し、委員が継続して再任されることができる期数の制限に関する規定を除く。）については、組委員会について準用する。

### 第4章 連区の実践運動

(連区の実践運動)

第19条 総局は、実践運動を地域の特性に応じて効果的に推進し、広くその展開を図るため、連区を単位とする実践運動の推進に必要な措置を講じることができる。

(各教区委員会の連携及び協力)

第20条 前条の規定により、教区委員会は、実践運動の推進実施にあたり、同一連区内の教区委員会と相互に連絡提携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営されるものとする。

## 第5章 補則

(所管部門)

第21条 実践運動の推進に関する事項は、重点プロジェクト推進室が所管する。

(宗達への委任)

第22条 この宗則の施行について必要な事項は、宗達で定める。

### 附 則

- 1 この宗則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 基幹運動推進委員会設置規程（平成14年宗則第14号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この宗則施行の際現に廃止される旧規程に基づく基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果等については、すべてこの宗則による「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制又は組織規程に基づく経常部門で、これを引き継ぐものとする。
- 4 総局は、この宗則に基づく所掌事項の事務引継、宗達及び区令の制定、「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制の組織その他の経過措置については、この宗則施行の日にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を行うことができる。

附 則（平成26・3・21－宗則7号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則（平成27・3・24－宗則6号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則（平成27・11・10－宗則11号）

この宗則は、発布の日から施行する。

# 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例

〔平成24年3月7日〕  
宗達第1号

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 中央委員会（第2条・第3条）
- 第3章 教区委員会（第4条—第7条）
- 第4章 組委員会（第8条・第9条）
- 第5章 連区の実践運動（第10条—第12条）
- 第6章 補則（第13条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成24年宗則第14号。以下「宗則」という。）の施行について必要な事項は、この宗達の定めるところによる。

### 第2章 中央委員会

#### （職務）

第2条 宗則第3章第1節の規定による「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、同宗則第6条の所掌事項について協議し、実践運動を推進するものとする。

#### （組織基準）

第3条 宗則第7条第2項の規定による中央委員会委員の組織基準については、概ね次の各号に定めるところによる。

#### 一 宗務機関を代表する者

- イ 本山の執行長が本山寺務所員のうちから指名する者
- ロ 直轄寺院の宗務長が当該直轄寺院の職員のうちから指名する者
- ハ 総長がすべての直属寺院の輪番及び主管のうちから指名する者
- ニ 総長が全教区及び沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）の教務所長及び沖縄県宗務事務所長のうちから指名する者
- ホ 総長が教区会議長のうちから指名する者
- ヘ 総長が組長のうちから指名する者

#### 二 宗門関係団体を代表する者

- イ 総長が学事規程（平成24年宗則第10号）に基づく龍谷総合学園の関係者のうちから指名する者
- ロ 総長が所属団体規程（昭和22年宗則第22号）その他の諸規則に基づく所属団体、社会事業団体、連盟体及び会議体の関係者のうちから指名する者

#### 三 教区委員会を代表する者

イ 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）において、それぞれ選出された者

ロ 「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「特区委員会」という。）において選出された者

2 総長は、実践運動の理念を踏まえ、全員参画の運動の実現を図るため、中央委員会委員の組織構成については、特に配慮しなければならない。

### 第3章 教区委員会

（教区委員会の職務）

第4条 宗則第3章第2節の教区委員会は、同宗則第12条の所掌事項について協議し、教区における実践運動を推進するものとする。

2 教区委員会の名称は、「『御同朋の社会をめざす運動』〇〇教区委員会」とする。

（区令の制定）

第5条 教区委員会は、概ね次の各号に掲げる事項を区令で定めるものとする。

一 委員の資格、選任方法及び定数に関する事。この場合において、委員の資格については、中央委員会委員に準じて定めることを例とする。

二 委員長及び副委員長に関する事。

三 常任委員会を設置する場合には、その旨を規定する事。

四 運営経費及び運営方法に関する事。

五 前各号のほか、必要な事。

2 前項の区令は、あらかじめ所務部〈法制・訟務・契約事務担当〉の事前審査を経て、総局の承認を得なければならない。

（委員長代行の指名）

第6条 委員長は、宗則第14条第3項の規定による副委員長のうちから1人を、あらかじめ委員長代行として指名することができる。

（特区委員会）

第7条 第4条から前条までの規定は、特区委員会について、準用する。

### 第4章 組委員会

（組委員会）

第8条 宗則第3章第3節の「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

（組織・運営基準）

第9条 組委員会の組織、運営その他必要な事項については、当該教区の教区委員会に関する区令に準じ、組会の議決を経てこれを定めるものとする。この場合において、組委員会の委員長及び副委員長の委嘱については、教務所長がこれを行うものとする。

2 教務所長は、当該教区の教区委員会及び関係機関との協議を経て、組委員会の統一的な

組織基準を作成することができる。

3 前項の組織基準を作成した場合には、教務所長は、総局に届出るものとする。

## 第5章 連区の実践運動

(連区協議会)

第10条 宗則第4章の規定により、連区における連絡提携及び情報交換、共有などを図り、実践運動を効果的に推進するため、各連区に協議会（以下「連区協議会」という。）を設ける。

(組織)

第11条 連区協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、連区の編成に関する条例（平成15年宗達第8号）第3条の規定による連区長をもって充て、連区協議会を主宰し、会務を統理する。

3 委員は、連区内の教区委員会委員長及び副委員長をもって充て、必要な事項について協議する。この場合において、教務所長が教区委員会委員長でないときは、教務所長は委員となることができる。

4 会長は、連区協議会を設置し、又は招集したときは、その組織及び協議結果について、総局に報告しなければならない。

(事務局)

第12条 連区協議会に事務局を置き、会長たる教務所長の教務所に置き、その事務を担当処理する。

## 第6章 補則

(補則)

第13条 この宗達に規定するもののほか、実践運動の推進及びその推進体制について必要な事項は、総長が中央委員会に諮って決める。

附 則

1 この宗達は、平成24年4月1日から施行する。

2 基幹運動推進委員会設置規程施行条例（平成15年宗達第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この宗達施行の際現に廃止される旧条例に基づく教区、沖縄特区及び組の基幹運動推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この宗達による教区委員会、特区委員会及び組委員会が引き継ぐものとする。

4 本則第3章の規定にかかわらず、教務所長は、教区委員会の組織運営等に関する区令を制定するまでの間、あらかじめ必要な措置を講じることができるものとし、組委員会についても、また同様とする。

## 「御同朋の社会をめざす運動」兵庫教区委員会設置規則

(趣旨)

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成24年宗則第14号）及び「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例（平成24年宗達第1号）に基づき、兵庫教区における「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）を推進するために必要な事項は、この区令の定めるところによる。

(設置)

第2条 兵庫教区における実践運動を推進するため、「御同朋の社会をめざす運動」兵庫教区委員会（以下「教区委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 教区における実践運動の総合基本計画（以下「総合計画」という。）及び重点プロジェクト推進計画（以下「推進計画」という。）について協議すること。
- 二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。
- 三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。
- 四 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。
- 五 実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）に意見具申すること。
- 六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。
- 七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第4条 教区委員会は、委員50人以内で組織する。

- 2 委員は、教区内の宗務機関、関係団体及び組委員会を代表する者について、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。
- 3 前項のほか、教務所長は、特に必要があるときは、学識経験のある者について、委員の委嘱を進達することができる。
- 4 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。
- 5 教務所長は、教区委員会の組織に当っては、実践運動の理念に基づく全員参加の運動を実現するため、その委員構成に配慮するものとする。

(委員の再任についての特例)

第4条の2 前条の4項但書の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教務所長の進達により総長の承認を得て、委員の再任について措置することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者をもって充て、会務を統理する。

3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長のうち1人を委員長代行に指名することができる。

(常任委員会)

第6条 教区委員会に、必要により、常任委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから教務所長が指名する6人以上10人以内の常任委員で組織する。

3 常任委員会は、教区委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第7条 教区委員会及び常任委員会は、教務所長が招集する。

(連区の実践運動)

第8条 教区委員会は、実践運動の推進に当り、同一連区内の教区委員会と相互に連携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営するものとする。

(経費)

第9条 教区委員会の運営に必要な経費は、宗派の助成金、教区費その他の収入をもって充て、毎年度教区予算に計上しなければならない。

(補則)

第10条 この区令の施行について必要な事項は、教務所長が教区委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この区令は、平成24年4月1日から施行する。

(従前の区令の廃止)

2 兵庫教区基幹運動推進委員会設置規則(平成15年区令第1号。以下「旧区令」という。)は、廃止する。

(成果等の引継)

3 この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく兵庫教区基幹運動推進委員会のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この区令による教区委員会が、これを引き継ぐものとする

4 この区令は、教区会の議決を得た日(平成30年3月26日)

## 兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会設置規約

(設置)

第1条 キッズサンガの理念を基盤とした発展的施策を検討するとともに、子ども・若者を対象とした教化にかかる具体的方策を図るため、兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 子ども・若者ご縁づくりの展開にかかる推進方途の策定に関する事。
- 二 子ども・若者ご縁づくりにかかる調査、研究及び情報発信に関する事。
- 三 教区子ども・若者ご縁づくり連絡協議会の方向性の検討及び運営に関する事。
- 四 教区内の各組・各寺院の取り組み支援並びにサポーターの研修及び支援に関する事。
- 五 前各号のほか、必要な事。

(教区マネージャー)

第3条 教区に、「ご縁づくり」活動の推進に当るため、教区マネージャー若干人を置く。

- 2 教区マネージャーは、専門的知識を有する者のうちから、教務所長が委嘱する。
- 3 教区マネージャーの任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 教務所長は教区マネージャーを委嘱したときは、速やかに総局に報告しなければならない。

(サポーター)

第4条 各組に、「ご縁づくり」活動の推進に当るため、サポーター若干人を置く。

- 2 サポーターは、組内の僧侶・寺族もしくは門信徒のうちから、組長の推薦をもって選出する。
- 3 サポーターの任期は、4年とし再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員若干人で組織する。

- 一 教務所長
- 二 教区マネージャー
- 三 青年教化指導員 若干人
- 四 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会委員 若干人

五 教化団体関係者 若干人

六 学識経験者 若干人

2 前項第3号から第6号までの委員は、教務所長が委嘱する

3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長・副委員長は、委員の中から教務所長が指名し、委員会を代表し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会)

第7条 委員会に、その所掌事項を分担処理するため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び組織などについては、委員長が委員会に諮って決める。

(招集)

第8条 委員会は、教務所長が招集する。

(意見の聴取)

第9条 委員会及び部会は、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。

(宗派子ども・若者ご縁づくり推進委員会への報告)

第10条 委員会が実施した事項について、宗派子ども・若者ご縁づくり推進委員会へ報告するものとする。

(経費)

第11条 委員会の運営に必要な経費は、教区会計をもって措置する。

(補則)

第12条 この規約の施行に必要な事項は、教務所長が委員会に諮って決める。

附 則

1 この規約は、平成28年6月8日から施行する。

2 教務所長は、前項の規約にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を講じることができるものとする。

## 兵庫教区 組長名簿

任期：2016年4月1日～2020年3月31日

組番	組名	所属寺	名前	備考
1	阪神東組	最光寺	杉本照顕	
2	阪神南組	正光寺	波多正文	
3	阪神西組	常宣寺	光森常之	ブロック長
4	阪神北組	光圓寺	杉本光俊	
5	神戸東組	正寿寺	棘 信勝	
6	神戸中組	西方寺	本川英暁	ブロック長
7	神戸湊組	善照寺	建部典夫	
8	神戸西組	順照寺	善本秀樹	
9	北摂組	明楽寺	朝倉信明	
10	神明組	満福寺	菊地彰真	
11	淡路組	宣徳寺	藤榮行信	組長会長
12	播磨東組	専應寺	藤井晃正	
13	播磨中組	真楽寺	寺田初義	
14	多可組	正福寺	寶池龍祥	ブロック長
15	加古川組	普光寺	近藤龍樹	
16	高砂組	西秀寺	暉峻隆涉	
17	神崎組	西源寺	藤井良信	
18	神姫組	専光寺	竹中尚文	
19	姫路東組	明源寺	安野秀海	
20	姫路南組	正福寺	清流祐昭	

組番	組名	所属寺	名前	備考
21	姫路中組	法性寺	池本史朗	ブロック長
22	姫路西組	真光寺	寺谷正信	
23	網干組	徳善寺	菅野弘和	
24	揖龍東組	正徳寺	寺元康正	
25	揖龍西組	専龍寺	辻 清昭	
26	新宮組	浄教寺	藤朶義文	ブロック長
27	赤穂南組	法光寺	登城順一	
28	赤穂北組	浄福寺	織田良雲	
29	宍粟組	願壽寺	藤井章乗	
30	佐用組	西教寺	岸井春乗	
31	多紀組	金剛寺	北村昌康	ブロック長
32	氷上東組	永證寺	藤原正彦	
33	氷上西組	照徳寺	尾井秀瑛	
34	朝来組	如来寺	森田龍司	
35	養父組	西願寺	川本通也	副会長 ブロック長
36	出石組	正福寺	山崎 澍朗	
37	城崎組	専念寺	山本 正行	
38	岡山南組	法親寺	吉田 信哉	ブロック長
39	岡山北組	當林寺	本田 勇慈	

# 兵庫教区 教区会議員名簿

任期: 2016年4月1日～2020年3月31日

議員番号	組名	所属寺	名前	備考
1	阪神東組	吉祥寺	西村春久	
2		安養寺	高木史雄	
3	阪神南組	照蓮寺	杉本勝昭	
4		照蓮寺	辻本 勝	
5	阪神西組	万徳寺	谷川正秀	議長
6		常源寺	鷲尾章三	
7	阪神北組	浄福寺	岩田教證	
8		高原寺	今仲明彦	
9	神戸東組	西方寺	藤山宣基	
10		正寿寺	岡田堯至	
11	神戸中組	大仙寺	圓山俊一	
12		正念寺	福尾昭二	
13	神戸湊組	廣福寺	楠 誓也	
14		教蓮寺	久保信浩	
15	神戸西組	専照寺	藤本 仁	
16		光瑞寺	伊藤 傑	
17	北摂組	正光寺	高崎長英	
18		照願寺	西畑博亮	副議長
19	神明組	安養寺	光森龍樹	
20		勝明寺	檜原頼三郎	
21	淡路組	萬宝寺	藤本教秀	
22		真光寺	沖 俊作	
23	播磨東組	正福寺	村上正文	
24		妙覚寺	橋田恵三	
25	播磨中組	願正寺	藤井龍乘	
26		福善寺	北山俊一	
27	多可組	光福寺	岩本直樹	
28		光福寺	早瀬正之	
29	加古川組	教照寺	森本康英	
30		教泉寺	木村太實	
31	高砂組	明覚寺	藤井正憲	
32		西蓮寺	井上典直	
33	神崎組	教正寺	藤末康男	
34		教正寺	西塚 修	
35	神姫組	金蓮寺	長岡晃澄	
36		常德寺	後藤雄幸	
37	姫路東組	教正寺	大岡浄仁	
38		善行寺	西田啓一	
39	姫路南組	善正寺	横山正仁	
40		養泉寺	濱上潤一	

議員番号	組名	所属寺	名前	備考
41	姫路中組	皆光寺	皆光秀昭	
42		眞行寺	福島敏之	
43	姫路西組	妙善寺	水田恵純	
44		眞光寺	井上由隆	
45	網干組	専稱寺	川村憲雄	
46		龍源寺	赤穂元彦	
47	揖龍東組	善行寺	堀川尚爾	
48		西樂寺	山口 昇	
49	揖龍西組	光遍寺	赤松法雄	
50		徳行寺	高田哲藏	
51	新宮組	専念寺	岸井正道	
52		潮音寺	名村一義	
53	赤穂南組	光蓮寺	渡邊昌人	
54		眞光寺	眞殿二充	
55	赤穂北組	称念寺	瀬川 慎	
56		専稱寺	井原延一	
57	宍粟組	教専寺	大西宝雲	
58		明寶寺	春名敬介	
59	佐用組	正福寺	石神周山	
60		円徳寺	岡本豊彦	
61	多紀組	金照寺	畑岡俊城	
62		法誓寺	梶村善親	
63	氷上東組	西福寺	西山顕證	
64		明光寺	板垣忠勝	
65	氷上西組	正福寺	森本光慈	
66		照徳寺	中尾 税	
67	朝来組	西方寺	藤井雅峰	
68		圓照寺	松上春義	
69	養父組	浄念寺	加来晃臣	
70		浄念寺	大谷忠雄	
71	出石組	勝林寺	西池匡紹	
72		本行寺	小田忠昭	
73	城崎組	清蓮寺	應供乗生	
74		光行寺	坂本昇造	
75	岡山南組	正覚寺	釋水正章	
76		西念寺	橋本逸夫	
77	岡山北組	大雲寺	禿 智久	
78		妙願寺	長滝健吾	

# 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)兵庫教区委員会 委員名簿

任期:2018年4月1日～2020年3月31日

No.	組名	所属寺	名前	備考
1	阪神東組	安養寺	芦谷嘉久	
2	阪神南組	正恩寺	瀧 信	
3	阪神西組	西福寺	豊原正尚	
4	阪神北組	光圓寺	杉本光俊	
5	神戸東組	西林寺	藤川正敏	常任委員
6	神戸中組	光尊寺	廣瀬久晴	
7	神戸湊組	宝球寺	鷺尾衛鳳	
8	神戸西組	高松寺	谷川 誠	
9	北摂組	正光寺	高崎長英	
10	神明組	神明寺	森田千士	
11	淡路組	圓徳寺	巖 照正	
12	播磨東組	晴龍寺	八田宗晃	
13	播磨中組	福恵寺	西田智教	
14	多可組	正福寺	寶池龍祥	
15	加古川組	普光寺	近藤龍樹	副委員長
16	高砂組	善立寺	原田宗司	
17	神崎組	乗徳寺	藤山達仁	
18	神姫組	光輪寺	棚原正智	副委員
19	姫路東組	浄光寺	高原 聡	
20	姫路南組	正福寺	清流祐昭	
21	姫路中組	法性寺	池本史朗	常任委員
22	姫路西組	真光寺	寺谷正信	
23	網干組	圓勝寺	福田高明	
24	揖龍東組	浄蓮寺	竹内俊之	委員長
25	揖龍西組	西法寺	岩谷教授	

No.	組名	所属寺	名前	備考
26	新宮組	専念寺	岸井正道	
27	赤穂南組	眞覚寺	鍋島智章	
28	赤穂北組	浄蓮寺	増井浄見	
29	宍粟組	明宝寺	宇野正憲	
30	佐用組	西教寺	岸井春乘	
31	多紀組	専福寺	足立定夫	
32	氷上東組	明光寺	松本憲城	
33	氷上西組	浄福寺	澤田知寿	
34	朝来組	唯念寺	柴田泰之	
35	養父組	願入寺	林田一晴	
36	出石組	西光寺	鳥居英信	
37	城崎組	西教寺	宮垣証隆	
38	岡山南組	西方寺	上田弘史	
39	岡山北組	浄円寺	大山二郎	
40	阪神西組	万徳寺	谷川正秀	常任委員 教区会議長
41	淡路組	宣徳寺	藤榮行信	常任委員 組長会長
42	阪神東組	最光寺	杉本照顕	布教団副団長
43	阪神東組	専正寺	西田 孝	常任委員 門徒推進員連絡協議会会長
44	北摂組	元炤寺	北本 誠	門徒総代会会長
45	播磨東組	正福寺	戸田 勲	仏教壮年会連盟理事長
46	加古川組	普光寺	福壽初代	常任委員 仏教婦人会連盟委員長
47	宍粟組	西光寺	村上由子	寺族婦人会連盟委員長
48	阪神西組	源光寺	釋氏智洋	少年連盟委員長
49	赤穂南組	誓教寺	霜尾孝紹	ビハーラ兵庫代表

## 兵庫教区研修講師運営委員会 委員名簿

任期: 2018年4月1日～2020年3月31日

No.	組名	所属寺	名前	備考
1	阪神東組	最光寺	杉本 照顕	
2	淡路組	宣徳寺	藤榮 行信	
3	多可組	正福寺	寶池 龍祥	
4	加古川組	普光寺	近藤 龍樹	
5	神姫組	光輪寺	棚原 正智	
6	揖龍東組	浄蓮寺	竹内 俊之	委員長
7	佐用組	常德寺	杵築 宏典	

## 兵庫教区連研委員会委員名簿

任期: 2018年4月1日～2020年3月31日

No.	組名	所属寺	名前	備考
1	阪神東組	最光寺	杉本 照顕	
2		専正寺	西田 孝	
3	神戸湊組	教覚寺	別所 法宣	
4		行願寺	中西 小夜子	
5	淡路組	宣徳寺	藤榮 亮匡	
6	播磨東組	妙覚寺	森田 直道	
7	加古川組	普光寺	近藤 龍樹	委員長
8	赤穂北組	慈眼寺	松田 義量	

## 兵庫教区非戦・平和推進検討委員会 委員名簿

任期: 2018年8月27日～2020年3月31日

No.	組	寺	名前	備考
1	淡路組	宣徳寺	藤榮 行信	委員長
2	加古川組	普光寺	近藤 龍樹	副委員長
3	阪神東組	専正寺	西田 孝	
4	揖龍西組	西法寺	岩谷 教授	
5	赤穂南組	法光寺	聳城 順一	
6	佐用組	常德寺	杵築 宏典	
7	養父組	念願寺	高橋 雅之	
8	城崎組	西楽寺	宮川 元治	

## 兵庫教区同朋啓発研修委員会 委員名簿

任期: 2018年4月1日～2020年3月31日

No.	組名	所属寺	名前	備考
1	多可組	正福寺	寶池 龍祥	
2	神姫組	光輪寺	棚原 正智	
3	揖龍東組	浄蓮寺	竹内 俊之	委員長
4	佐用組	常德寺	杵築 宏典	

## 兵庫教区自死者追悼法要 実行委員会委員名簿

任期: 2018年4月1日～2020年3月31日

No.	組名	所属寺	名前	備考
1	阪神東組	吉祥寺	西村 春久	
2	阪神南組	西要寺	井上 悦子	
3		妙光寺	野里 佳子	
4		長安寺	渡邊 顕代	
5	神戸西組	信行寺	中川 さなみ	
6	播磨中組	福恵寺	西田 智教	
7		光専寺	藤本 恵彰	
8	加古川組	宣能寺	新屋 房子	
9	神崎組	浄光寺	高崎 正英	副委員長
10	姫路南組	尊光寺	幸森 たつる	
11	姫路中組	順正寺	前田 正英	
12	網干組	永念寺	伊東 良昭	
13	赤穂南組	誓教寺	霜尾 孝紹	委員長
14		誓教寺	霜尾 吏澄	
15		誓教寺	霜尾 光江	
16	赤穂北組	慈眼寺	松田 義量	
17		浄蓮寺	増井 浄見	

## 長島愛生園・邑久光明園の 宗教関係行事等の将来展望 検討専門委員会(仮称)設置

## 兵庫教区 子ども・若者ご縁づくり推進委員会 委員名簿

任期: 2018年4月1日～2020年3月31日

NO	組名	所属寺	名前	役職	備考
1	教務所		杉本 正信		教務所長
2	姫路中組	法性寺	池本 史朗	委員長	教区マネージャー代表
3	揖龍東組	浄蓮寺	竹内 俊之	副委員長	御同朋の社会をめざす運動(実践運動)兵庫教区委員会 委員長
4	加古川組	普光寺	近藤 龍樹		御同朋の社会をめざす運動(実践運動)兵庫教区委員会 副委員長
5	神姫組	光輪寺	棚原 正智		御同朋の社会をめざす運動(実践運動)兵庫教区委員会 副委員長
6	阪神東組	専正寺	西田 孝		教区マネージャー・門徒推進員連絡協議会 会長
7	神戸東組	浄称寺	菊川 義秀		教区マネージャー
8	姫路南組	最勝寺	八木 顕宣		教区マネージャー
9	姫路中組	光源寺	藤尾 逸子		教区マネージャー
10	揖龍東組	善導寺	天野 真隆		教区マネージャー
11	宍粟組	願壽寺	藤井 章乗		教区マネージャー
12	神姫組	常德寺	森川 晋乗		青年教化指導員
13	北摂組	元炤寺	北本 誠		門徒総代会 会長
14	播磨東組	正福寺	戸田 勲		仏教壮年会連盟 理事長
15	加古川組	普光寺	福壽 初代		仏教婦人会連盟 委員長
16	宍粟組	西光寺	村上 由子		寺族婦人会連盟 委員長
17	姫路南組	妙覚寺	宗 雷聞		仏教青年連盟 委員長
18	阪神西組	源光寺	釋氏 智洋		少年連盟 委員長
19	神戸湊組	西光寺	藤井貴久子		保育連盟 理事長
20	神明組	光源寺	宮里哲人		青年僧侶の会 会長

# 兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会

## マネージャー名簿

任期: 2018年4月1日～2020年3月31日

No.	組名	所属寺	名前	備考
1	姫路中組	法性寺	池本 史朗	代表
2	阪神東組	専正寺	西田 孝	
3	神戸東組	浄称寺	菊川 義秀	
4	姫路南組	最勝寺	八木 顕宣	
5	姫路中組	光源寺	藤尾 逸子	
6	揖龍東組	善導寺	天野 真隆	
7	宍粟組	願壽寺	藤井 章乘	

## サポーター名簿

任期: 2018年4月1日～2020年3月31日

No.	組名	所属寺	名前	No.	組名	所属寺	名前
1	阪神東組	最光寺	杉本 豊子	27	姫路東組	教岸寺	榊原 堯磨
2		西善寺	乾 智也	28	姫路南組	教念寺	秦 大蔵
3	阪神南組			29		妙覚寺	宗 雷聞
4	阪神西組	源光寺	釋氏 智洋	30	姫路中組	法性寺	池本 史朗
5	阪神北組	勝福寺	後藤 善史	31		光源寺	藤尾 逸子
6		願勝寺	向山 芳樹	32	姫路西組	真光寺	寺谷 正信
7	神戸東組	浄称寺	菊川 義秀	33	網干組	西照寺	布施 真一
8		善立寺	松岡 文昭	34	揖龍東組	善導寺	天野 真隆
9	神戸中組	徳本寺	津守 秀憲	35	揖龍西組		
10		高法寺	志水 智裕	36	新宮組	明源寺	赤松 義生
11	神戸湊組	西幸寺	司田 良文	37	赤穂南組	宝専寺西院	村上 順之
12		浄徳寺	日下 淳成	38	赤穂北組	浄光寺	布埜 裕之
13	神戸西組	正覚寺	藤本 英孝	39		西光寺	多田 洵
14	北摂組	廣宣寺	門中 浄光	40	宍粟組	光泉寺	肥塚 義徳
15	神明組	光明寺	松本 教司	41	佐用組	光福寺	近藤 公瑞
16	淡路組	万宝寺	藤本 教秀	42	多紀組	専福寺	足立 定夫
17	播磨東組	専應寺	藤井 真美	43	氷上東組	照蓮寺	藤森 留理子
18	播磨中組	西教寺	竹中 尚人	44	氷上西組		
19		光宗寺	北角 繁夫	45	朝来組	唯念寺	柴田 泰之
20	多可組	正福寺	寶池 龍祥	46		唯念寺	柴田 千明
21	加古川組	金照寺	宰務 洋志	47	養父組	本誓寺	西本 厚文
22	高砂組	玄長寺	佃 大玄	48		浄念寺	加来 顕達
23		光照寺	亀川 正裕	49	出石組	勝林寺	西池 匡紹
24	神崎組	教正寺	藤末 康男	50	城崎組	善教寺	朝倉 慎也
25		圓照寺	花圓 清明	51	岡山南組	西方寺	上田 弘史
26	神姫組	覚正寺	北森 教哉	52	岡山北組	正行寺	桑原 宗二

## 兵庫教区 防災担当者名簿

No.	組名	所属寺	名前
1	阪神東組	最光寺	杉本照顕
2		來恩寺	齋藤香心
3	阪神南組	光輪寺	本田幸弘
4			
5	阪神西組	光明寺	永野要真
6		常宣寺	光森常之
7	阪神北組	光圓寺	杉本和俊
8			
9	神戸東組	正寿寺	棘 信勝
10		光圓寺	四茂野尚樹
11	神戸中組	大仙寺	圓山俊一
12		正念寺	増岡康信
13	神戸湊組	慶徳寺	川西幸弘
14			
15	神戸西組	光瑞寺	高坂 暢
16			
17	北摂組	明楽寺	朝倉信明
18			
19	神明組	覚正寺	藤田眞成
20			
21	淡路組	圓徳寺	巖 照正
22		宣徳寺	藤榮亮匡
23	播磨東組	西入寺	木南芳隆
24		安楽寺	竹中大地
25	播磨中組	光正寺	前田 学
26			
27	多可組	正福寺	寶池龍祥
28			
29	加古川組	普光寺	近藤龍樹
30		称専寺	宮内正樹
31	高砂組	西秀寺	暉峻隆涉
32			
33	神崎組	妙楽寺	藤本泰成
34		西源寺	藤井良信
35	神姫組	専光寺	竹中尚文
36		光明寺	長谷清秀
37	姫路東組	徳證寺	石見浩諭輝
38		浄光寺	高原 聡
39	姫路南組	善正寺	横山正仁
40		西念寺	藤本英紀

No.	組名	所属寺	名前
41	姫路中組	蓮浄寺	中島正思
42			
43	姫路西組	真光寺	寺谷正信
44			
45	網干組	専徳寺	三木充信
46		圓通寺	大勢智信
47	揖龍東組	西樂寺	中村友亮
48		蓮生寺	熊谷惠也
49	揖龍西組	徳行寺	那波淳城
50			
51	新宮組	潮音寺	藤原史利
52			
53	赤穂南組	真光寺	村上建明
54		安養寺	小野崇暁
55	赤穂北組	専稱寺	赤松普宣
56			
57	宍粟組	圓徳寺	宇野琢哉
58		明寶寺	宇野正憲
59	佐用組	西教寺	岸井春乘
60			
61	多紀組	弥陀寺	中川昌之
62		金剛寺	北村昌康
63	氷上東組	照蓮寺	藤森智樹
64		永證寺	藤原正彦
65	氷上西組	照徳寺	尾井秀瑛
66		光安寺	小山信行
67	朝来組	金蔵寺	原 俊昭
68			
69	養父組	専勝寺	伊藤礼智
70		永照寺	水田照代
71	出石組	勝林寺	西池匡紹
72			
73	城崎組	専念寺	山本正行
74		乗福寺	立川英道
75	岡山南組	西方寺	上田弘史
76		真宗寺	藤谷恭信
77	岡山北組	浄円寺	大山二郎
78		長泉寺	谷口昭栄

災害に関係する担当者のため、可能な限り2名の選出をお願いしております。